

令和4年2月定例会予算決算審査特別委員会（3月10日）

開会（8：58）

- 渋谷英彦委員長 昨日に引き続き、予算決算審査特別委員会を開会いたします。
本日の審査順序は健康福祉部、市民環境部、こども未来部の順に進めます。
それでは、審査に入ります。
議第1号中、健康福祉部所管部分を議題といたします。
質疑、意見に入ります。
これより順次発言を願います。
では、1番、増井委員。
- 増井好典委員 私のほうからは、歳出の3款1項1目、生活困窮者自立支援事業費の件でございます。
新型コロナウイルスがある程度収束に向かっても、影響は残ると考えられます。
令和3年度予算より減額の理由をお伺いいたします。
- 杉山広晃地域福祉課長 増井委員の御質疑にお答えします。
減額の理由ですが、2つありまして、1つ目は家賃を支援する住居確保給付金の申請者数を令和3年度の84件から60件に。
それから、2つ目として子どもの学習支援事業の対象人数を30人から20人に減らして見込んだことによるものでございます。
以上です。
- 増井好典委員 令和2年度の部分で非常に予算より決算のほうが増えたのと、この辺は家賃の補助が増加したという経緯がございました。
新型コロナウイルス感染症関係のこととなりますと全体的にどういった状況になるかといったのが先読めない部分がございますので、また、柔軟な対応がしていただければというふうに思います。
以上です。
- 渋谷英彦委員長 では、次、2番、太田委員。
- 太田浩三郎委員 私は歳出2款1項1目、生活困窮者自立支援事業費についてお伺いします。新型コロナウイルス感染症による影響があると思います。前年度より減額となっておりますが、大丈夫でしょうか。対象者は何人ぐらいを見込んでいますか。
以上です。
- 杉山広晃地域福祉課長 太田委員の御質疑にお答えします。
1つ目の新年度の実績等を見ながら必要に応じて補正をしていくことで適切な支援を行ってまいりたいと思っております。
2つ目としては対象者ですけれども、家賃を支援する住居確保給付金の新規申請者数を60件、それから、子どもの支援事業、学習支援事業ですけれども、こちらのほうが対象人数を20人と見込んでおります。
以上でございます。
- 太田浩三郎委員 幾つですか。
- 杉山広晃地域福祉課長 20人です。

○太田浩三郎委員 新型コロナウイルス感染症の関係はまだ影響が出ていますので、十分な手当で困った方々を援助いただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、増井委員。

○増井好典委員 歳出の3款1項3目、難病患者等居宅生活支援事業費の件でございます。長時間の訪問介護を実施するためという説明がございました。

長時間の訪問介護の基準とはどの程度を示すのか、また、その内容についてお伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 増井委員の質疑にお答えします。

最初に、訪問看護の利用時間としては、1つ目として在宅で人工呼吸器などを使用している方は1回当たり4時間から8時間、利用回数は年間24回が限度となっております。

2つ目として、学校の登下校及び在校時については、1回当たり1時間から7時間までとなっております。

次に、訪問看護の内容についてでございますが、たんの吸引や経管栄養、褥瘡の処置、人工呼吸器等の使用医療機器の操作補助や管理、拘縮予防のリハビリ等になります。

以上でございます。

○増井好典委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、5番、藁科委員。

○藁科寧之委員 私からは3款1項3目、コミュニケーション支援事業費であります。

聴覚障害者の方とのコミュニケーションを補助するシステムの導入とのことでありますが、設置をされる場所、どこの部署を予定されているのか。

また、設置される計画台数は何台になるのでしょうか。

それと、多言語への対応が可能になるのかどうか、お伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 藁科委員の御質疑にお答えします。

最初に設置場所についてですが、市役所本庁地域福祉課と大井川市民サービスセンターの2か所を計画しております。

次に、計画台数ですが、それぞれに1台、合計2台を計画しております。

多言語への対応についてですが、申請書への記入案内など簡単な対応は可能であると考えております。

以上でございます。

○藁科寧之委員 市庁舎と大井川庁舎のほうということでお伺いしたわけなんです、行政関係の出先機関、非常に多くあるかと思うんですね。そういうところで、これから来庁される皆さんが多く接する場所等がまだこれから考えられるかと思いますので、今後の事業の、私としては、展開に期待したいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、6番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同じくコミュニケーション支援事業費の177万6,000円ですが、1、事業費の内訳を伺います。

2、は今お聞きしましたので分かりました。

3、各窓口カウンターにおけるアクリルパネルによる聞きづらい状況への対策はどう

でしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 深田委員の御質疑にお答えします。

アクリル板による聞き難い状況への対策でございますが、透明ディスプレイは音声を文字化するシステムになります。スピーカー機能は搭載していないものになります。

以上でございます。

- 渋谷英彦委員長 事業の内訳は。事業費の。

- 杉山広晃地域福祉課長 すみません。1番目の事業の内訳になりますけれども、事業の内訳ですが、透明ディスプレイ及び周辺機器が67万1,000円、それから、音声文字化ソフト初期費用及びその利用料が110万5,000円でございます。

以上でございます。

- 深田ゆり子委員 機器が67万1,000円と初期費用が110万円というのは、2台合わせてのことですか。

- 杉山広晃地域福祉課長 そのとおりでございます。

- 深田ゆり子委員 これは焼津市の新庁舎の地域福祉課と大井川庁舎の窓口ということなんですけれども、2つだけですけれども、それ以外でも今回岡田委員の一般質問の聞きづらいという質問もありましたし、今回この本会議や委員会審議に当たっても、すごく聞きづらいという、そういうやっぱりこのマスクとアクリルパネルというのは、いろんな場面であるということがすごく分かってきました。

それで私、3月3日のヒアリングフレイルサポート養成講座を、夜、Zoomで研修を受けました。

そうしましたら、やはり大きな声、その文字の表示盤は2か所だけですよね。でも、実際にはいろんな窓口でそういう課題が起こっているということなので、やっぱりその知識をまず私たちは得なきゃいけないんじゃないかなということで研修に参加したんですけれども、1つは伝音性難聴ということで声が小さいから聞こえない。そして、感音性難聴というのは、しゃべっているけれども、何か言っているけれども、その文字が言葉として理解できない。そして、その2つが合わさった複合性、この3つの種類がある。だから、声を大きく出せば聞こえるというものではない。

この難聴性、だんだんに聞こえが悪くなっていくという、その特徴をちゃんとつかまなければいけないなというふうに思いました。

文字板のほうは、それはそれで効果があるんですけれども、少し聞きづらい人たち、その今3つの属性があるということを踏まえますと、やはり対話支援器、持ち運びができる対話支援器というのがあります。

昨日も管財課のほうにもお願いしました。そうしましたら、各担当課で予算化してほしいということで、窓口の一つ一つに設置してほしいというわけではなくて、例えば保健センターでは1台持っていますよというお話もお聞きしました。

ですから、この移動式なので大変なときにこうした対話支援器を今後追加していくということはありませんでしょうか。

- 杉山広晃地域福祉課長 今取りあえず地域福祉課と大井川市民サービスセンターということなんですけれども、当然その必要とされる課というか、例えば市民課だとか、包括支援センターとかがあります。

行政機関だけではなくて、そういった包括支援センター、市内に4つありますけれども、そういうところも必要であろうと考えておりますので、その辺はまた、必要に応じて関係する各課と調整しながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、8番、秋山委員。

○秋山博子委員 私は知的障害者入所施設整備助成費1,000万円です。

これ、大井川寮移転に対する助成というふうに説明いただいたんですが、1つ目として金額の根拠、2つ目として市として大井川寮の役割をどう捉えているのか、伺います。

○杉山広晃地域福祉課長 秋山委員の御質疑にお答えします。

最初に金額の根拠ですが、今回の整備助成費と同様の事例として平成25年度に障害者支援施設が藤枝市に開設されております。これ、アクシア藤枝というものでございます。

志太榛原圏域では県内でも入所施設が少ない状況にあったため、障害者支援の観点から1,000万円の助成を行った経緯がございます。

今回の大井川寮についても同様の理由から同額を助成することになります。

以上でございます。

それと2点目ですけれども、大井川寮の役割についてどう捉えているかについてですが、大井川寮は30年以上施設入所支援や短期入所事業を実施してきており、現在も入所を必要としている障害者もおります。

今後も障害者の親世代の高齢化等によりますます需要が増加していくため、なくてはならない施設と認識しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 その1,000万円というのは全体の建設費の割合、どのぐらいになるのか。

それから、今これからもニーズが増加予測されるということで、重要な施設であるということだったんですが、今回の建て替えでその機能というのは拡充されるのか。

それから、強度行動障害児者の受入れはどうか。

あと、完成はいつになるのか。

あと、その辺どうでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 まず、金額1,000万円に対しての事業費に対しての割合ですけれども、1%程度になると思います。

建設費が11億3,510万円ですね、になります。

現時点でのスケジュールですけれども、今年の6月頃から建設工事に入りまして、改修は令和5年5月と見込んでおります。と聞いております。

あとは、現在の大井川寮は、定員が50人で変更はございませんが、短期入所については4人だったものを8人に増加予定と聞いております。

強度行動障害の関係ですけれども、職員の研修が必要だというふうに考えております。

施設のほうは今回のこの予算とは別のものになりますので、強度行動障害の方の施設というのは別のものなものですから、また、職員と必要な検討を重ねて、必要であればそちらのほうの関係する法人等々にお問い合わせなりとかをすることになるとは思います。

以上です。

○秋山博子委員 すみません、御答弁いただいたその機能はどう変わるというところの再確認なんですけど、定員が50のところ分からないんですけども、何が増えたとおっしゃったんでしょうか、もう一度。

○杉山広晃地域福祉課長 短期入所が4名だったものが8名になります。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、9番、増井委員。

○増井好典委員 歳出3款1項9目、共同生活援助費の件でございます。

令和2年度よりちょっと見返りをさせていただいて、予算及び決算が増加傾向にあるように思います。

本年度予算、算出の根拠をお伺いいたします。

○杉山広晃地域福祉課長 増井委員の御質疑にお答えします。

令和2年度から給付費が増加している要因としましては、焼津市内や藤枝市、静岡市など近隣する地域に新しくグループホームが開設されておりまして、利用者が増加していることが挙げられます。

焼津市内については令和2年7月にグループホーム【メロン】、これ、定員20名です。

それから、令和4年1月にソーシャルインクルーホーム焼津惣右衛門、こちらは定員20名が開設されております。

令和4年度予算の算出項目としては、令和3年度からの継続利用者を73人、令和4年度の年度途中で利用を開始する方、9人と見込んで算出しております。

以上でございます。

○増井好典委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、10番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 私も同じところで質疑させていただきましても、今お答えいただいて、定員10名と話があったんですが、グループホーム、そもそもユニット方式でワンユニット9名というのはなくなっちゃったんですか。

○杉山広晃地域福祉課長 ワンユニット9名というのは高齢者側の施設のことになりますので。

○杉崎辰行委員 了解しました。

失礼しました。そうしますとここでいうグループホームは、年齢を問わず若年者でも障害を持っていたら入居できる施設ということでしょうか。

○杉山広晃地域福祉課長 成人の方になります。18歳以上になります。

○杉崎辰行委員 成人って18歳以上なんですよ。となると、今これ、全国的な問題だし、焼津市の問題も共通だと思うんですが、人口の約8%ぐらいはこの該当になっているじゃないかと報道なんかでもされております。

実際にその補っているキャパ、2%ないんじゃないかというふうになりますと、その差額の6%分の人たちは、この下も影響してくるんですが、自立生活援助、要するに自宅で誰かに見てもらっているという形の人たちが圧倒的に多い状況に今なっているという背景を思いまして、そうすると今ここで言った施設は増えてくる、今後も増えるかもしれない。もっとたくさんやってもらわなきゃなんない、一種のこれ、民間運営です

よね、それに対して公が援助するわけでしょう。支援するわけでしょう。

だもんで、この民間のほうのその支援体制ができる環境をこういうところで少し模索して、官としてできる範囲のことを模索してやっていくという、昔幼稚園が足りなくなったときに市長自らが幼稚園をつくってくれませんかと言って、土地を持っている人とか、お寺さんとか、いろんなどこにお願いに行った経緯があるんだけど、これもそれに近いことをやらないと、現実本当にこういう人たちの自立支援とか、共同生活の訓練とか、そういうことも可能なかとちょっと疑問を持っているものだから、お金が増えていくことも未曾有に増えちゃ困るけれども、何か、そういう先を少し見たものを、今ここで言えることあったらちょっと教えていただけませんか。

- 杉山広晃地域福祉課長 障害福祉計画というものがございますけれども、その中で今委員がおっしゃるとおり将来的なものも見据えて、じゃ、需要に対して今現在供給がどうなのかというところは精査しなきゃならないと思っております。

その上で、事業所のほうも我々役所が建てるものではないものですから、事業所のほうにそういったところに建てたい部分があるということを知っているとは思いますが、可能な限り我々のほうで働きかけて、その必要数に応じたものを計画というか、法人のほうにお願いしていくという形になるかと思えます。

以上です。

- 杉崎辰行委員 本当に大変な仕事なんですけれども、これからもそういう層が増えてくるといふ想定の下に取り組んでいただければと思いますので、よろしく願いいたします。
- 渋谷英彦委員長 では、次、11番、藁科委員。
- 藁科寧之委員 私からは3款1項9目、日中一時支援事業費につきましてお伺いいたします。

本事業を利用される場合、日帰りの短期入所が可能となります。日数の期間設定についてお伺いいたします。

もう一点、短期の入所の受入れができる事業所数につきましてお伺いいたします。

- 杉山広晃地域福祉課長 藁科委員の御質疑にお答えします。

最初に期間設置についてでございますが、日帰り短期入所は月に2日が上限となっております。

1回の利用が4時間未満は0.25日、4時間以上8時間未満は0.5日、8時間以上0.75日として扱っております。

次に、入所受入れが可能な事業所数についてでございますが、事業者からの申請に基づき市と委託契約を結んでおりまして、令和3年度は9事業所と委託契約を結んでおります。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 月に、2日ということの御答弁いただいたわけなんですけど、家族の方の就労への支援ということで説明のほうにも書かれているわけなんですけど、家族の方が就労していることに対しての支援とすると、2日という支援になるのかなという若干疑問があるんです。

就労を支援するということももう少し長い期間が私は必要じゃないのかなということをお

うわけなんです。

もう一点お伺いしたいんですが、入所する時間帯、時間についてはお伺いしたんですが、8時間以上というのもありますので、どの程度の時間帯が入所できる時間帯になっているのか、お伺いいたします。

- 杉山広晃地域福祉課長 時間の関係だと思いますけれども、早朝は7時から、それから、夜というですか、夜間が20時からというところで利用が可能です。

先ほど言ったその時間のというのは、朝からその利用時間があるんですけども、それ以前のもので7時からとか、20時からというもので追加というか、利用ができるということでございます。

- 藁科寧之委員 事業所数もあることから、時間帯が希望される、療養を希望される方の希望にかなうような時間帯で、ある程度のことが対応できるのかなという御答弁かと思えます。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、12番、杉崎委員。

- 杉崎辰行委員 歳出の3款2項7目、障害児通所支援費5億6,182万4,000円についてお聞きします。

1番、3,853万7,000円の増額理由、2番目として児童発達支援・居宅型児童発達支援について、幼稚園、こども、ちょっと言葉が抜けておりましたので追加します、幼稚園、保育園などに行かれていない未就学児童は保護者の管理下にありますが、該当者の把握は定期健診のほか、どのような把握を行っているのか、お伺いします。

- 杉山広晃地域福祉課長 杉崎委員の御質疑にお答えします。

最初に増額の理由でございますが、児童発達支援事業所が令和3年11月に1か所、新規開設され、利用児童が増加していることが主な要因と考えております。

次に、定期健診のほかにもどのような把握をしているかでございますが、児童福祉法の障害児通所支援の対象となる児童は、身体、知的、精神の各種手帳を所持している児童だけが対象ではなく、特別児童扶養手当等の対象、それから、手帳を有していなくても保健センター等で発達障害やその疑いがあり、早期療育が必要だと判断された児童も対象となっております。

焼津市ではこども相談センター、健康づくり課、地域福祉課で月1回、発達支援調整会議を開催しておりますが、発達障害やその疑いがあるなど、早期療育が必要な児童の状況把握や問題点をアセスメントしまして、児童発達支援の利用が必要かどうかの検討を行っております。

以上でございます。

- 杉崎辰行委員 御苦労なさって、ありがとうございます。

本当に子どもって定期健診だけでは分からないとか、家庭の中の生活を見ていないと分からないと言うけれども、親の判断がもしそこまで深く入れなかったとすると見過ごしてしまうケースもあって、実際に幼稚園とか、そういうところへ出てから、あっ、何かちょっと違うなと感じてくると。

そうなるとそのもう一歩前に手をかけていれば、例えば3歳で手をかけていればもう少し状況よくなったのになとかという遅れという、この対応に遅れということでも問題

にされているとかということも時々、いろんなもの書かれておりますので、大変ですが、その辺の把握のところはしっかりやっていただきたいと思います。

それと定期健診にこれ、ほとんど来られているからその統計も出ているんでしょうけれども、来られない方、これはちょっとこことは違う家庭内DVの話も出てきちゃいますけれども、そういう方に対しても積極的にどうなさいましたかという声かけ、それもやられていると思うんですが、状況的に今答えられるなら答えていただきたい。

そういうところもしっかりやっていただきたいという思いで、今この質疑しましたので、ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 以上。

○杉崎辰行委員 聞いたこと、もし答えられれば。

○池谷智子健康づくり課長 今の御質疑ですけれども、健診とかで来られなかった方などですけれども、保健センターとしても関係の課と協力して全戸把握ということに努めておりまして、健診に来られない方には最後、夜間訪問等までさせていただきまして、その方の状況を確認させていただいております。

以上です。

○杉崎辰行委員 ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 では、13番、青島委員。

○青島悦世委員 私からは歳出3款3項1目、健康長寿を祝う会の事業費についてであります。

令和4年度の減額要因、それと今後の事業継続について、どのように考えるか伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 青島委員にお答えします。

まず、減額となった主な要因についてです。

こちらは健康寿命が延び元気な高齢者が増える中、人生の節目となる年齢の88歳、99歳と100歳、それ以上をお祝いの対象とし75歳をお祝いの対象から外したことによる減額であります。

次に、今後の事業継続についてであります。当事業の実施につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクを意識した上で、高齢者への敬意や感謝の気持ちを伝えるための方法や内容について、今後も検討を続けていきたいと考えております。

以上です。

○青島悦世委員 予算的にざっと言うと500万円の減になっていると思うんですけど、今言われた75歳のところを外したというのが、それだけそれに該当するという考えですか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 令和3年度の予算上で75歳の方を対象に計上していました金額が490万5,000円でした。

以上です。

○青島悦世委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、14番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同じ事業費ですが、今減の理由はお聞きしましたので1は省きます。

2、事業費の内訳、3、健康長寿を祝う記念品の内容、4、長寿お祝い商品券の内容、5、記念品と商品券の配付方法を伺います。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 深田委員にお答えします。

2番目の事業費の内訳からです。

事業費の内訳につきましては、長寿祝い商品券にかかる費用としては約740万円、それから、記念品などに要する経費として約265万円を計上しております。

続きまして、健康長寿を祝う記念品の内容についてですが、こちらはカレンダーと温泉のもと、入浴剤を予定しております。

品物の選定につきましては、お手元に残るものと使うものの組合せで検討しまして、性別や趣向に差がなく、高齢者が地元のよさを感じられるものとして懐かしい焼津の風景を楽しんでもらえるカレンダーと、コロナ禍においても自宅で心身のリラックスが期待できる入浴剤といたしました。

続きまして、商品券の内訳、内容であります。

こちらは88歳の方835人と99歳の方75人に5,000円の商品券を、それから、100歳の方45人と101歳以上の方65人の方に2万円の支給を予定しております。

配付方法につきましては、会場での集合形式による配付方法は避けて、感染防止に努めつつ利便性、确实性の保たれて対象の方に届けられる方法を検討いたしました。

記念品につきましては配達履歴が残るレターパック、それから、商品券につきましては金券扱いということで簡易書留による配付を予定しております。

以上です。

○深田ゆり子委員 大体分かったんですが、カレンダーと温泉のことで記念品の、去年でしたか、おとしでしたか、焼津市の昔の風景のカレンダーを頂いてすごく喜んでおられて、うちの母も頂戴とかという声もあったぐらいで、すごくよかったと思うんですよ。

同じ内容ではないですね、それは。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 写真は変えます。

以上です。

○深田ゆり子委員 最後の配付方法の、商品券の配付のところがちょっと聞きづらかったんですけども、もう一回お願いできますか。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 商品券につきましては、簡易書留による配付を予定しております。

○深田ゆり子委員 簡易書留と郵送。

了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、15番、杉崎委員。

○杉崎辰行委員 歳出の3款4項1目、新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業費、これについてお聞きします。

1、ここでいう高齢者の範囲、これ、年齢と状況はどういうものを言うのか。

2番目、移動支援に要する費用の助成とのことですが、その使途の範囲について詳細をお伺いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 杉崎委員にお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種高齢者移動支援事業費に係るここでいう高齢者の範囲でございますが、こちらは免許や自家用車を所有していない方や家族や知人による送

迎が難しいなど、交通手段の困難な65歳以上の方を対象としております。

続きまして、移動支援に要する費用の使途の範囲の詳細ということでございますが、こちらは予約受付や配車管理を行うコールセンター業務委託に約250万円で、あと、ワクチンの会場への往復タクシー運賃にかかる経費を移動支援事業の委託として1,050万円を計上しております、委託先はいずれも静岡県タクシー協会志太榛原支部となっております。

以上です。

- 杉崎辰行委員 費用の範囲のほう、2番のことでお聞きしたいんですけども、2番の、1番から言ったほうがいいよね、1番のほうでちょっとお聞きしますけれども、移動手段を持たないというところなんですけれども、家族がいて一緒に暮らしている方の場合にはほとんど車とか、時間帯によっては行ける、時間帯によっては行けないという、そういうちょっとバランスの狂うところあると思うんですが、なるべくなら家族に送ってもらってくださいという方針なのか、日常的に仕事をなさっている方の場合には、休まなきゃいけないケースが出てきますよね、送る方が。

ですので、そういう方の場合には積極的にタクシーを使ってくださいという姿勢でいいのか、その辺のところをお聞きします。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 この事業は重症化リスクの高い高齢者の方が、ワクチン接種を望んでいながら会場に行く手段がないために接種を諦めるという状況をなくするための環境整備のツールと考えておまして、接種先の移動手段としては高齢者それぞれの事情があるかと存じますので、御家族の支援があればそれを優先的に受けていただきまして、それが難しい場合はタクシーを御利用いただければと考えております。

以上です。

- 杉崎辰行委員 非常に姿勢としてはいい取組だもんだからお願いしたいと思うんですが、2番目のところでちょっとこれ、その範囲という、分かりにくい言い方、表現してしまったんですが、高齢者の方の場合には自宅からじゃなくてどこかに出かけている、その場所から接種会場へ行く、そこから自宅へ帰るといったケースがあるかもしれない。

逆のケースがあって、自宅から行くけれども、接種が終わって一定時間休む。帰りに買物したいもんだから、ちょうどそんなに遠い範囲じゃないから、ちょっと買物に寄ってくれねえかなとかということまでキャパとして持っているかどうかお伺いします。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 今の事例ですが、基本は自宅から接種会場への往復のみが利用対象となっております。

ただし、今おっしゃってくださった判断が難しいものについてはケース・バイ・ケースで判断をするんですけども、委託先の静岡県タクシー協会志太榛原支部さんのほうには、こちらから、自宅から接種会場まで以外の経由ですとか、下車は乗車時にお断りするようにお伝えしてございます。

以上です。

- 杉崎辰行委員 ルール的には非常に大事なことだものだから、そのルールは徹底しておいていただきたいんですが、ただし、少しだけでもそこに余裕を持たすようなことも現実にあるんでしょうけど、その辺は運転手さんにちょっとお任せしてあげる部分があってもいいんじゃないかな。

といいますのは、皆さん、ここにいる方、大勢の方、みんな御存じだと思うんですけど、タクシー会社もある程度これを見込んで事業展開しているわけですね。

利用者が少ないもんだから、実際に利用してくださいという声かけを盛んにいろんなところにやっていると聞いております。

ですので、利用者を増やしてタクシーのほうを使ってくださいという形がうまく流れ始めれば、それが今度は口コミ的に広がる可能性もあるなと思いますので、ぜひタクシーを使うほうの方向で、ワクチンも大分終わって、これからまた、4回目、5回目、6回目、未来永劫ずっと続けましょうというふうになればまた、こりゃそうでしょうけど、終わってしまいますけど、そんなふうを考えて来年度予算あるもんですから、その辺もちょっと考慮して言いました。

○渋谷英彦委員長 終わりでもいいですか。

○杉崎辰行委員 はい。

○渋谷英彦委員長 では、16番、藁科委員。

○藁科寧之委員 3款4項1目、認知症高齢者個人賠償責任保険事業費につきまして、お伺いをいたします。

賠償保険の支援対象者と判断をされる条件につきまして、お伺いをいたします。

2点目といたしまして、賠償責任保険の賠償額等の範囲、限度、賠償内容についてお伺いをいたします。

3点目といたしまして、本賠償責任保険の契約先はどのように決定をされるのか、お伺いをいたします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 藁科委員にお答えします。

まず、賠償保険の支援対象者と判断される条件についてでございます。

保険の対象者につきましては、市内で在宅生活を送る高齢者のうち認知症であるが、日常生活はほぼ自立で、度々道に迷うなどの行動が見られるけれども、1人で外出してしまうために外出先でトラブルを起こしてしまう可能性のある方とします。

ただし、同じ種類の補償を受けられる保険を既に家族や本人が契約している場合は対象外といたします。

また、加入に際しておみね輪プロジェクトの事前情報登録を条件といたします。

続きまして、賠償責任保険の賠償額などの範囲や限度、賠償内容についてでございますが、当該事業における賠償責任保険の賠償額は、予算上は1億円を想定しております。

範囲としましては、保険対象の本人が起こした事故が対象となります。

示談交渉については、保険会社が行う予定です。

保険内容は個人賠償責任を問われる事故が対象で、例えば日常生活で他人にけがをさせてしまったですとか、他人のものを壊してしまった、それから、誤って線路内に入って電車を止めてしまったなどは想定されますが、これらについて保険金が支払われる内容を予定しております。

続きまして、契約先がどのように決定されるかについてでございます。

こちらにつきましては、契約先の保険会社の選定ですが、既に先進市が始めておるところがございますので、そちらの契約の内容等を参考に複数社を比較して決定していこうと考えております。

以上です。

- 藁科寧之委員 今の御説明の中で、かつてそういう障害を持った方が列車事故に巻き込まれて、家族の方が非常に大きな賠償責任を求められたということを今思い出したわけなんです、ふだんの生活におきまして、そういうような状況にあるけど、どんなことが起こるのかわかりません。見落としがちなことかと思しますので、大変重要な事業と私は考えます。

そこで、1点お伺いしたいんですが、これ、普及されるにどんな方法で普及されていくのか、お伺いさせていただきます。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 今考えておるのは包括支援センターを中心として、そこから情報を発信してもらうという方法を予定しております。

以上です。

- 藁科寧之委員 了解しました。

- 渋谷英彦委員長 17番、川島委員。

- 川島 要委員 私も認知症高齢者個人賠償責任保険事業費についてお伺いいたします。

賠償責任の保険の詳細については、今藁科委員のほうから質疑していただきましたので初年度の保険加入者の見込みとその根拠についてお伺いいたします。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 川島委員にお答えします。

初年度の保険加入者の見込みでございますが、利用者数の見込みにつきましては、認知症高齢者の介護保険の認定調査判定基準のうち、日常生活自立度の指標と寝たきり度の指標で、認知症で度々道に迷うことはあるけど、日常生活じゃほぼ自立、そして、1人で外出できる状態というのはこれになります、そういう状態である要介護の認定を受けた方というのは464名おったことから、このうちの1割ぐらいが利用されるという想定で計上しております。数はそうやって出しました。

以上です。

- 川島 要委員 分かりました。

やはり個人で外出をして、我々は徘徊と言っちゃいますけど、そういう方が行方不明になって、家族に心配されて警察にも届出が出るというようなケースが全国でも多々あります。

焼津市のほうでもし把握されてればいいんですけども、昨年とか、その警察に行方不明というふうに通報された件数の推移って分かりますか。

- 平岡雅子地域包括ケア推進課長 申し訳ありません。今手元に資料がございませんので、後でお答えをさせていただきます。

- 川島 要委員 分かりました。

やはり前兆といいますか、必ずそういった動きがあって、そういう中でやっぱりこういった賠償責任に該当するような行動が起こるんじゃないかなという心配がされます。

全国でも2020年度の行方不明の警察への届出件数が1万7,565人という発表がありました。

これは2012年から統計が取られていますけれども、この8年間で1.83倍に増えているということで、本当に高齢化社会の中でますます認知症の方が増加をして、また、そういった方々が行方不明になって様々な問題なり事件が起きてしまうということが今後も

さらに増えてくるであろうと想定されます。

現在85歳以上の50%の方がいわゆる認知症であるというふうに言われております。

誰にでも起こる可能性のあるのはこの認知症ということでございますので、こういった制度がしっかりと本市でも創設されたということは非常に意義が大きいなというふうに思っております。

また、今後ともぜひよろしく願いいたします。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、18番、秋山委員。

○秋山博子委員 では、私は寝具洗濯乾燥消毒サービス事業費、この前年から減額の理由、事業の仕組み、対象者数、お願いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 秋山委員にお答えします。

減額の理由についてでございますが、これ、こちらは過去3年の実績に基づいて算出した利用見込み数を使っておりまして、こちらが18人から15人に減ったこと、それから、平均利用率のほうも低下をしておりますして50%から43%になったことから、減額となりました。

あとは事業の仕組みということですが、これはお手続から使うまでの流れということでご伺っておりますので、サービスのまず利用を希望する方が利用申請書を市に提出しまして、市が審査後に利用の可否を決定しまして申請者に結果を通知します。

それから、利用決定者がサービスを希望する際には受託事業所に直接連絡を取ってサービスの提供を受けます。

そのサービスを利用した後、利用者はサービスの費用の1割分を市に支払いをします。

受託事業者はサービス費用を別に審議請求をしまして一巡となります。

次に、対象者数についてですが、対象者数は13人で見込んでおります。

以上です。

○秋山博子委員 先ほど利用率50%が40%というお話もというふうに御答弁いただいたんですが、本来使っていただきたい人の数、それから、利用者を増やす工夫、あと、今後のこの事業の考え方についてお願いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 まず、全体の対象者数というのはちょっと今ここには手元に資料がございませんので答えられません。

次に、増やす工夫ですよね。増やす工夫につきましては、ほほえみサービス数については例年満員、関係事業者等を集団指導ということで集める機会がございますので、そのときにほほえみサービスに係るものについては説明をしましてケアマネさんですとか、関係者の方に知っていただいて、そういう該当する方がいらっしゃったら使っていただくというふうにしております。

以上です。

○秋山博子委員 この事業について、今後のこの事業の考え方。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 この事業につきましては、これから在宅での生活というものを進めていくという方針の中、できるだけ多くの方に使ってもらえるようにしていきたいと考えております。

以上です。

○秋山博子委員 次に、訪問理美容サービス事業費について、前年から減額の理由、あと、事業の仕組みをお願いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 訪問理美容サービスについてです。

前年から減額の理由につきましては、事業を取り巻く環境は新型コロナウイルス感染症による訪問や接触を伴うサービスの利用控えもあったかもしれませんが、今年度における利用者数が昨年度に比べてかなり減っており、要求時の積算根拠とした年間の利用回数が減少したことから減額となっております。

あとは利用可能店舗につきましても、店舗数が減ってしまったことも要因の1つと考えております。

次に、事業の仕組みにつきましては、まず、サービスを利用希望する方は利用申請書を市に提出します。

市は内容審査の後、利用の可否を決定し申請者に結果を通知します。

利用決定者には結果通知とともに理美容の自宅への訪問代金として1枚当たり2,000円のサービス利用券を一緒に送付します。

利用券は申請時の年度内の残月数によって年間1枚から4枚を交付します。

利用決定者はサービス利用を希望するときにサービス利用店舗として登録した店舗の中から、希望する店舗を選んで電話で予約をします。

散髪等終了時に訪問してきた理美容師に利用券を渡すと同時に施術にかかる費用をお支払いします。

あと、理美容店は利用者から渡された使用済みの利用券とともに、市に利用券分の助成費用を請求するという流れになります。

これからどうするかについてですけど、事業の仕組みまででした。失礼しました。

以上です。

○秋山博子委員 この事業もやはりさっきの寝具の事業と同様にどのように増やしていくのか、それから、今後のこの事業の考え方、工夫などをお願いします。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 これからどうするかにつきましては、大井川地区に訪問理美容を行う理美容師さんが少ないこと、それから、これから高齢化が進むにつれ、店舗での施術が困難な方が増えると予測されることから、現在理美容組合に属する店舗だけではなくて、広く実施可能な店舗の募集をかけて、より利用しやすくなるような制度の見直しをする予定でございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、20番、増井委員。

○増井好典委員 私のほうは歳出の4款1項1目、県費補助医療救護対策事業費の件でございます。

1番として救急医療セット等の資機材内容、内訳。

2番として配備する場所はどこになるか、以上2点お伺いをいたします。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

まず、医療救護セット等につきましては、大規模災害時での活用を想定しております。市内の救護所に配備をするものになります。

主なものとしましては、傷病者への応急処置等に使用する医療救護セットのほかに折

り畳みベッドやリヤカー、担架、トリアージタグなどとなります。

医療救護セットにつきましては、血圧計とか聴診器などの診療の用具とか、メスなどの外科処置の用具、そして、包帯、それから、固定具などの裂傷や骨折のときの用具、それに消毒や鎮痛等に使用する薬品などであります。

毎年、内容品の期限切れによる交換ですとか、滅菌処理等を行って維持管理をしているものとなります。

配備する場所につきましては救護所と位置づけられております7か所になりますが、東益津公民館、焼津文化会館、小川公民館、豊田小学校、焼津ケアセンター、和田公民館、大井川中学校となります。

以上です。

○増井好典委員 災害時の緊急時にお使いになるためのということで、多種多様なものがあると思います。

もちろんこういったものは消費期限といったものは設定されていると思いますので、その管理、入替え等も非常に大変だろうというふうに思います。

ただ、これ、これから令和4年、来年度、1年間の中であまり極端には変わりはないかもしれませんが、人口の動態であったりとか、世帯数の変化であったりとか、そういったものはあるかもしれません。

そういった部分にも予算の範囲内で柔軟に対応していただければなというふうに思っておりますが、そういう点はどのようにお考えでいらっしゃいますでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 救護所は今7か所ございます。

こちらのほうは開設に当たりましては、市内の開業医の先生とか、薬剤師さん、医療従事者が中心になって運営するということとなります。

そういったところで、その救護所を増やしていく、そのことで平成26年に11か所あったところから7か所に、今のように集約したという経緯もございます。

いろいろとそういった関係医療機関ですとか、そういったところと計画の中で人口等、さっき今御指摘のあったところをまた、検討をしていくことになるかと思っております。

以上です。

○増井好典委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、ここで1時間を経過しましたので、休憩を入れたいと思います。10時10分に再開いたします。

休憩（10：02～10：10）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

先立ちまして、部長より発言したいという要望がありましたので、許可しましたのでよろしく願いいたします。

○石原隆弘健康福祉部長 本日はいろんな御質疑をいただいてございまして、いろんな考え方もお話をさせていただいているところでございます。

ただ、お話ししています今後の方針とか考え方につきましては、担当課、それから我々担当部としての考え方を本日お話ししているものでございまして、市としての現時

点での方針等をお約束したりしているものではないということで御理解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○渋谷英彦委員長 よろしいですかね。

○平岡雅子地域包括ケア推進課長 すみません。先ほど秋山委員の質疑の中で、寝具洗濯乾燥消毒サービスの今後の方針についてというところで、在宅での生活を支えるために今後力を入れていきたいような発言をさせてもらったんですが、申し訳ありません、こちらにつきましては、訪問理美容のほうでお答えする予定だったものをお話してしまったので、同じ質疑に昨年度お答えをしているものがありますので、それと併せて修正をさせていただきたいと思います。よろしいですかね。

まず減少の理由というところから、あったんですけども、このサービスにつきましては、介護保険サービスの提供体制がもう整ってしまって、洗濯や布団を干す作業というのがサービスで可能になったことや、布団の価格が下がったり、コインランドリーなどで洗濯ができるなど、清潔を保つ方法の選択肢が増えていることでもありますので、需要が減っていくことを研究しながら、この事業については今後調査をしながら進めていきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 秋山委員、いいですか。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 分かりました。

では、続けます。

21番、河合委員。

○河合一也委員 私からは、4款1項1目感染症対策事業費（コロナ克服経済対策）ということで、前回の補正予算のときに、この事業、ちょっと伺って、とてもありがたい支援だなというふうに思いました。朝、昼、晩と食糧支援をしていただくということで、少し詳しく聞きたいなということでお願いします。

自宅療養者ですね、感染者及びその同居家族への食糧支援の運用の仕方といいますか、仕組みといいますか、流れ、これを教えていただきたいと思います。

○池谷智子健康づくり課長 食糧支援の運用についてでございますけれども、今、委員のほうからお話が合ったように、今年度、予備費と、あと補正予算で実際に実施をさせていただいているものを次年度も引き続き継続して実施させていただくものになります。

支援対象者につきましては同様で、家族、それから親族から支援を受けられない自宅療養者とその家族になります。

基本的な支援までの流れとしましては、保健所もしくは市内の医療機関において、本事業の案内がまずなされまして、支援を必要とする方が保健センターへ電話連絡によりまして申込みのほうを行っていただきます。その際に、世帯の感染状況、それから体調、県の食糧支援の状況等をこちらで聞き取りをさせていただいて、確認をし、受付を行います。

支援の内容につきましても、御説明してあるとおり、御自宅にお弁当を配送するというので、配送業者が玄関先に置き配をするということで、申込みを受け付けた日の翌日の昼食から支援が必要な期間をお聞きしますので、その間、お弁当のほうの配送をす

るものとなります。

以上です。

○河合一也委員 ありがとうございます。

今伺っていて、申請があつて、聞き取りをするところまでは市がやって、その後、委託業者ということよろしいですか。

○池谷智子健康づくり課長 そのとおりです。

以上です。

○河合一也委員 補正予算のときには延べ540人分という予算だったように控えてあったんですけども、今回の当初予算では延べ何人分ということになるのでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 1人2,000円で、予算上は2,340人(日)分の予算にさせていただきます。

○河合一也委員 分かりました。

あと、これは、対象条件は、聞き取りのときに感染者及びその同居家族全員が濃厚接触者ということ以外には基本的にないということよろしいのでしょうか、条件は。

○池谷智子健康づくり課長 ほかの御親戚とかからも支援を受けられないとあって、御家族、今は1人陽性者がありますと家族全員濃厚接触者という形になりますので、そちらの方を対象にさせていただきます。

○河合一也委員 じゃ、所得が多かろうが何だろうが、テークアウトできるじゃないとか、そういうことは言わないということいいんですね。所得とかは一切関係なしということ。ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

○渋谷英彦委員長 では、次、22番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同じく、同じ事業費です。今回の対象人数というのは、今お聞きしましたので分かりました。

現在、1の、補正で先決された自宅療養者への食糧支援の今の状況はどうでしょうか。

それから、2番目のほうは、1人2,000円で2,340人(日)分ということなんですが、1日2,000円ということで、単純にすると、朝400円、お昼600円、夕方1,000円ぐらいの予算かなと思うんですが、どういう中身になっていて、内訳になっていて、あと食事の内容というのはどうでしょうか。期間のほうはいつまでか伺います。

○池谷智子健康づくり課長 それでは、お答えいたします。

まず、今現状やっている食糧支援の状況ということで、先にお話をさせていただきます。

今年度、2月末現在ですけれども、99世帯、それから延べにしますと249世帯のお宅へ支援のほうを行っております。

それから、1人2,000円の内訳ですけれども、すみません、ちょっと細かい幾らというのは今手元にないですけれども、委員おっしゃったように、朝はパンセットになります、朝食。ですので、400円。それから、昼食及び夕食はお弁当という形になりますけれども、体調の悪い方とか向けの消化に優しい食事ですとか、高齢者向けに軟らか食、ムース食など、希望によって選択できるような形を取らせていただいております。お茶もついてということで、1日1人2,000円という形になります。

以上です。

○深田ゆり子委員 実は大阪のほうで、内容がすごく貧弱だという、一時問題が出まして、それで改善をされて、今度は逆に豪華になり過ぎちゃって廃棄処分が出ちゃったりとか、そういうのがあります。

それで、今、朝、パンセットということなんですけれども、高齢者とか、朝は御飯党だよという方は、そういう方は変えることができるのかどうか。軟らか食とお茶はあるということなんです、その辺のことはどうでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 今のところ、そういった御意見は届いていないんですけれども、朝はパンセットということをお願いをしているところです。

以上です。

○深田ゆり子委員 一応、その内容を写真とかで確認して、こういうもののお弁当の内容とか、パンのセットのとか、そういう写真では確認しておりますか。

○池谷智子健康づくり課長 事務局、こちらはパンフレットで確認のほうは……。パンフレットのほうになりますけれども、毎日、日替わりでということで見せてはいただいております。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。そういうふうに確認していただければ大阪のような問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に1つ、市独自で食糧支援をやっているんですけど、県のほうは生活支援パッケージでトイレットペーパーとかウエットティッシュなんかをやっているんですけども、陽性者の方ですね。そうすると、しかし、リクエストには応えられない。一番問題なのは女性の生理用品なんです。急になってしまったときに買物に行けない、こういう場合に、市としては支援ということではできるんでしょうか。すみません、追加をお願いします。

○池谷智子健康づくり課長 すみません、現時点では、そういった日用品のところは考えてはいないところになります。

以上です。

○深田ゆり子委員 親戚や友達もいないひとり暮らしの女性で実際に困った事案がありました。県のほうにも改善してほしいということは要望しております。ぜひ市のほうからもそうした県への要望、または、市独自でも臨機応変に対応できることを要望し、終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、23番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は、歳出4款1項1目新型コロナウイルス感染症検査事業費についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染症の感染者が増大しています。検査体制も不十分との声も聞きますが、昨年度より減額となっていますが問題はないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

まず、この事業での減額の主な理由は、高齢者施設への入所をする際に実施する検査に係る経費を、今年度の実績を踏まえまして減額したものになります。感染拡大を受けて、現在、感染に不安を感じる方に対しては県が無料の検査を実施しておりまして、県

全体の検査体制が拡充されているということからも、本事業の減額による直接的な問題はないと考えております。

以上です。

○太田浩三郎委員 今も拡大をして、大分落ち着いてきたとは言うんだけど、大分検査のほうも混雑しているような話も聞いていますので、焼津市のほうも対応の不足が起きないようによろしくお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○渋谷英彦委員長 では、次、24番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同じく、この事業費について伺ひます。

1、事業費の内訳に、現在、濃厚接触者もPCR検査をしなくなりまして、不安の声があります。クラスターが発生しなくても検査できるような条件の緩和はどうでしょうか、伺ひます。

○池谷智子健康づくり課長 まず事業費の内訳ですけれども、高齢者施設等への新規入所者への検査として72件分、それから、クラスター対策の検査としての100件分の検査費用のほうを計上しております。

それから、条件の緩和というところですが、濃厚接触者への検査につきましては、現在、無症状の方は検査をしない、なしとしておりますけれども、限られた医療資源の中で、重症化リスクのある高齢者施設などには保健所の判断によって実施されているものと認識しております。

また、濃厚接触者で症状が出た方に対しては、市内に約30あります発熱等診療医療機関において適切に検査が実施されております。そして、濃厚接触者以外で感染に不安を感じるという方に対しては、県が無料検査のほうを実施しております。

県のほうの無料検査の状況ですが、先ほど太田委員がおっしゃったように、少し前までは申込者が多数で希望どおり検査を受けられなかったというケースも多々あったと聞いておりますけれども、最近は改善されて落ち着いた状況であるということを経営の担当のほうから聞いています。

そういったこともありまして、現時点ではクラスター対策の検査の条件緩和というものは考えておりません。

以上です。

○深田ゆり子委員 この間、特に学校のほうで、クラスターというのは、クラスで2名出ればもうクラスターなんですよ。学級閉鎖をするんです。濃厚接触者が何人も出て、決められます。

今、課長側の御答弁があったように、濃厚接触者は、症状とか熱が出れば発熱外来で、そこで検査をしていただくという、そういう手順になっているんですけど、何もしないで自宅にいて、それでやっぱり何か検査をしたいという、そういう不安な方もいらっしゃると思います。

県の無料の検査は、薬局でやっている検査は、濃厚接触者は対象者じゃないんですよ。だから受けられないんですよ。という、やっぱりここで市のほうの支援を濃厚接触者にやっていただくということが必要じゃないかなと思うので、また御検討していただきたいと思ひます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、25番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、続いて、子ども個別予防接種費についてお伺いします。

本年度、昨年予算比約2,000万円、1,971万4,000円になるかと思いますが、増加をしております。これ、予防接種法に基づく子どもを対象とする定期予防接種の実施ですよね。ということは、子どもの数が増えたわけでもないし、何でこれだけ増えるのかなということで、教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 答えいたします。

主な増額の原因としましては、令和4年度から積極的勧奨が再開されることになりました子宮頸がんワクチン、そちらのほうの増額が1,634万円、それから今年度、もう一つ、ワクチンの供給量が少なかった日本脳炎ワクチンがあるんですけれども、そちらのほうは少し供給量が戻ってきたというところで、そちらのほうの増額を800万円しております。

委員おっしゃったように、子どもさんが少なくなっているということで減額となっている予防接種もございます。そこで増えた分と減った分で、総額として2,000万円の増加になっているということです。

以上です。

○岡田光正委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、26番、安竹委員。

○安竹克好委員 高齢者インフルエンザ予防接種費をお伺いいたします。

1つ目に、何人を想定しているのでしょうか。

2つ目に、接種率が分かるようでしたら教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 インフルエンザのほうですけれども、令和2年度に、国が、新型コロナウイルスの感染が確認されて、重症化防止の観点から、高齢者に対してはインフルエンザの積極的な接種のほうを呼びかけました。それにより接種率が上昇しております。

令和4年度は、令和2年度で、現在、令和3年度の1月末までの接種実績のほうから、接種者数約2万5,000人で接種率を60%と見込んでおります。

以上です。

○安竹克好委員 もう一度確認させてほしいんですけど、新型コロナウイルスが発生してから、今答弁で、国のほうでインフルエンザの接種を積極的に行うと今聞いたものですかから御確認させてほしいんですけど、実際、新型コロナウイルスの発生する前から増えたということでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 すみません、接種率のところをちょっと御説明させていただきます。

平成30年度と令和元年度、大体50%くらいの接種率でした。それが、令和2年度に積極的に勧奨がありまして60.6%の接種率になりました。令和3年度1月末までの現在ですけれども、こちらも50%を超えているような接種率に今なっておりますので、来年度、60%を見込んでいくこととなります。

以上です。

○安竹克好委員 ありがとうございます。過去の予算額を見ると年々上がっているもので

すから、その辺を確認させてもらいたかったものですから。了解しました。ありがとうございます。

○渋谷英彦委員長 では、28番、深田委員。

○深田ゆり子委員 新型コロナウイルスワクチン接種費7億5,312万7,000円について伺います。

1、接種費の内訳。

2、県のエッセンシャルワーカー等優先接種の周知は。このエッセンシャルワーカーが、現在、誰でもに変わりましたので、その関係での周知について伺います。

それから、3、個別接種はファイザー、集団接種はモデルナということで進めてきましたが、その変更について、あるかどうか伺います。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

最初に、接種費の内訳についてでございます。

主なものを説明させていただきます。まず接種券の印刷、それから発送等に係る経費、費用ですが、4,310万1,000円。それから、医療機関による個別接種に係る費用、こちらが1億9,749万2,000円。集団接種における医師会等への委託費、報酬費の費用が1億6,376万円。集団接種会場の運営スタッフ等への費用が1億1,573万7,000円。集団接種の会場準備に係る費用、こちらが4,873万6,000円。市コールセンターへの費用が9,210万円。集団接種の会場使用料が1,186万5,000円などになります。

それから、次に、エッセンシャルワーカー等の優先接種の周知についてでございます。

静岡県による大井川庁舎での集団接種についてでございますが、市のホームページ、それから広報紙、LINEにて周知をしているほか、先ほど委員からもありましたけれども、3月2日から……。

すみません、申し訳ございません、ちょっと修正します。

周知のほうは市のホームページ、それから広報紙、LINEにて周知しているほか、教育委員会、それからこども未来部の協力をいただき、エッセンシャルワーカーとなる小・中学校の教員、それから幼稚園、保育園の教員、保育士の方々にも情報提供をさせていただいております。その後、3月2日から、エッセンシャルワーカーだけではなくて、接種券なしで接種が、6か月経過した人であれば接種が可能だということがありましたので、こちらの変更の情報も情報提供のほうをさせていただいているところです。

それから、あと、個別はファイザー、集団がモデルナ、この辺の変更についてということですが、当初、1人分のワクチン、1バイアルのワクチンの数ということで、国から供給されるワクチンを有効に活用するというので、個別接種がファイザーで、集団はモデルナということで使用することでスタートをいたしました。

現在、国から供給されたファイザー社のワクチンの在庫が少なくなってきた、なくなってきたということから、3月から個別の医療機関においてもモデルナ製のワクチンの接種を開始したところになります。

今後も、国からのワクチンの供給量に応じて、接種を希望する方が速やかに接種できるよう対応のほうはしてまいりたいと思います。

以上です。

○深田ゆり子委員 最初、接種費の内訳について、コールセンター9,210万円ということ

で、代表質問か一般質問かでも台数を2倍に増やしたということもあったんですけども、実際に2月に電話予約をかけた方が1日かかったと言うんですね。なので、2倍に増やして9,210万円になったのがいつからこれを、4月以降の予算なので、現在はまだ増やしていないということなのかどうかを確認させてください。

それから、県の優先接種のほうなんですけれども、実際に私も、予約の仕方がちょっと分からなかったものですから、自分でスマホからやってみたんですが、分かりにくい、すごい分かりにくくて、何回も打ち間違いとか、どこに何を、ここ、入れればいいんだろうというのが特に分からなくて、ちょっと事務局の方にも聞いたりしたんですけども、最後のところにも、これ、必要じゃないんじゃないかというところもあるものですから、予約方法というのをもっと分かりやすくしていただきたいと思いますが、その辺の方法はどうでしょうか。

やはり個別接種、今、3月でも、開業医さんでファイザーがあるところとないところと、何かすごくばらばらみたいなんですけれども、今後またファイザーの在庫が国のほうで出るようになったら個別接種はファイザーに変わるということもあり得るということでしょうか。

○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 では、私のほうからお答えをさせていただきます。

最初のコールセンターの台数でございますけれども、今、倍にする、最大30回線までというところは新年度で予定をしております。ただ、現在、通常スタート時には回線のほう、5台とか6台程度でスタートしたところでございますけれども、そういったなかなかつながらないという御意見をいただきましたので、現在、そちらのほうの回線、17回線まで増設をさせていただいております。

今後の予約状況を見て考えていきたいと思っておりますけれども、ただ、接種券を発送した直後というところが、やはり皆さん、希望される方は一時的にちょっとそこに集中します。ただ、そういったところ、1日、2日程度かければ大分コールセンターも落ち着いているとは聞いておりますので、今後の状況を踏まえて考えていきたいと思っております。

続きまして、県の予約の入力がちょっと難しいというところの御意見でございますので、そちらは、そういった御意見も寄せられているということで、県の担当のほうにもお伝えをさせていただければと思います。

3点目でございますけれども、ワクチンの種別の使い方ですけれども、今後、ファイザーの供給状況によりまして、また、個別はファイザー、集団はモデルナでスタートしましたので、そこについては供給状況を見ながら、こういった形でやったほうがいいのかということも、また医師会等の先生方にも相談しながら、使い方のほうを今後決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 大体分かりました。

コールセンターのほうは徐々に増やしているということで、ぜひまた30回線にね。特に子どもたちの接種に対する不安の声の電話も多いと思っておりますので、お願いしたいと思います。

それから、予約の仕方については、また後でお伝えしますので、どこが難しいのかというのをお伝えします。

それから、県の大規模接種の予約状況を見ますと、3月、まだまだ割と空いているんですよ。というのは、何だ、何でこんなに空いているんだろうかと思ったら、やはり3月は年度末で皆さんすごく忙しいということと、あと、焼津の場合は、まだ3月の時点で6か月たっていない、やりたくても打てない、予約できないという方がすごく多いと思うんです。私が3月8日でちょうど6か月だったものですから予約できる状況なので、59歳ですが。それよりも若い人たちはもっともっとまだ先だという、そういう方が多くて予約できないということもあるものですから、やはり4月まで県の大規模接種というのを再度延長していただくようにぜひ要望をさせていただきたいと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、30番、秋山委員。

○秋山博子委員 新型コロナウイルスワクチン接種費（新型コロナ緊急対策）のところで、5歳から11歳の子どもへのワクチン接種事業も含まれていると思うんですが、この事業の進め方を教えてください。

○池谷智子健康づくり課長 答えいたします。

5歳から11歳の子どもへのワクチン接種についてですけれども、こちらのほうは集団接種にて接種のほうを進めてまいります。

接種体制としましては、子どもさんや保護者の方が安心して接種が受けられるようにということで、専門医である小児科の先生による問診と接種のほうをしてまいります。

接種に際しては、お子さんや保護者の方が理解した上で接種するかどうかを判断できるよう、国が作成したチラシを接種券と一緒に同封するとともに、より細かな国からの情報を市のホームページから閲覧できるようにしております。今後もできるだけ多くの情報を提供していきたいと思っております。

それから、現在ですけれども、3月12日の土曜日、大井川の保健相談センターで最初の接種のほうを進めていきたいと思っております。現在、現時点では、上から11歳、接種券の発送につきましてですけれども、ワクチンの供給量と予約状況のほうを確認しながら、現在、年齢の高い11歳、10歳、9歳までの方に接種券のほうは発送している状況になっております。

以上です。

○秋山博子委員 この予算の金額のうち、子どもへの接種についての分というのは幾らになるのでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 5歳から11歳の接種に係る費用です。こちらのほうが、主に集団接種に係る従事者の費用ですね、集団接種に係る費用が4,091万2,000円。今のは医療従事者の委託業務です。それから、集団接種会場で係るスタッフ等の費用、こちらのほうが3,229万円、それから集団接種の会場使用料のほうが420万円、それから接種券等の郵送料のほうが7万2,000円。

それから、もう一つ、今、集団接種のほうで進めていくことになっておりますけれども、今後、個別接種のほうに係るというところで、そちらのほうの委託料も1,917万8,000円、合計で9,665万2,000円、こちらのほうが5歳から11歳の接種に係る費用となっております。

以上です。

- 秋山博子委員 対象として何人を想定していますか。
- 橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 対象でございますけれども、こちらの5歳から11歳の方の人数でございますけれども、人数が7,955名でございます。こちらの予算上については、そちらのうちの8割の方が接種が見込まれるということで、8割の方が6,364人ということで予算のほうは措置をさせていただいております。
- 以上でございます。
- 秋山博子委員 今の御説明で、11歳、10歳、9歳については接種券を、これは送付済みということになるのでしょうか。
- 橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 こちらの方については送付済みという状況になっております。
- 以上でございます。
- 秋山博子委員 それは接種券を送付したということですか。
- 橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 接種券のほうを送付させていただきました。
- 秋山博子委員 そうすると、既にそれは今回予算で出ているんですけども、年度内でのものを送料としては先に使われているという、そういうことになるんですか。
- 橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 皆様、御存じかもしれませんが、接種が、例えば子どもにつきましても、ニュース報道では3月ぐらいから始まるのではないかとということからアナウンスがあって、正式に決まって、ワクチンもいつ来るんだということも決まったのも2月に入ってからでございまして、当初予算におきましてはそういうの見込んで、新年度予算にてやるということで、予算上はそういう措置をさせていただいております。ただ、現実どうなっているかということ、ワクチンの供給とか、そういったところも踏まえて3月からできる状況になっておりますので、本年度からスタートしたという経緯があります。
- 以上でございます。
- 秋山博子委員 厚労省の通知では、保護者の努力義務としないということだとか、幾つかこれに関してはいろんな通知があるんですけども、その中で、副反応の相談体制とか医療体制についても自治体として整備、対応をお願いしたいというような通知があったと思うんですけども、その辺りはどうですか。
- 橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 それにつきましては、こちらも、いつでもスタートできるように医師会の先生方と相談をして、また、市立総合病院も含めて相談をさせていただいて、体制のほうは事前に準備のほうをさせていただいた状況でございます。
- 秋山博子委員 3月12日が既に1回目接種ということですよ。そうしたら、これは体制はもうできていると、準備できているというふうに受け止めないといけないのかなと思うんですが。
- 橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 こちら、まず体制の準備でございますけれども、3月からスタートしたいという国の報道等がありましたので、実際にやるやらないにかかわらず、3月に接種できる体制のほうは準備をさせていただいております。
- ただ、当初予算の際に、そこで実際にやるかどうかというところは、時期とか予算のそういった締めめのといたところもありましたので、当初予算についてはそこでやるということで、予算は措置をさせていただいている状況でございます。

○池谷智子健康づくり課長 相談体制のほうですけれども、今、次長が申したように、12月、もう去年から医師会のほうと何度か協議を進めさせていただいて、やはり御心配な親御さん、お子さんがいらっしゃるというところでは、医師会の協力も得て、あとは保健センターのほうでもそういった相談を受けるような準備を今取っているところでございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、31番、藁科委員。

○藁科寧之委員 4款1項3目妊産婦特定医療費助成費でございます。他市に先駆けての事業と聞いておりますが、鈴木議員の代表質問にも重なり合う部分もあろうかと思えますが、通告いたしましたので4点お伺いいたします。

医療費助成として創設に至った背景について。

次に、助成の適用範囲等、事業の内容について。

そして、計上されている予算額の積算根拠につきまして。

そして、4点目といたしまして、本事業に係る財源についてお伺いいたします。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

まず、この助成の創設に至った背景ということですが。

令和3年2月の議会で鈴木議員のほうから御提案いただいたものになりますが、母体と、それから胎児の健康を守って、安心して妊娠期を過ごし、それから出産を迎えていただくということで、その後の子育てまでの切れ目ない支援のさらなる充実を図ることの1つとして大事なことではないかということで助成のほうをしていくこととなりました。

それから、助成の対象となるのは市内に住所を有する妊産婦の方で、対象となる期間は、妊娠届出のあった日の属する月の初日から出産した月の翌月の末日までとなります。重なる部分はあるかと思いますが、対象となる疾患は、妊娠に起因する5疾患、妊娠高血圧症候群、妊娠に起因する糖尿病、貧血、切迫流産・早産に係る医療費を助成いたします。

助成の適用範囲は、健康保険が適用となる診療所、それから調剤薬局にかかった費用のうち高額療養費や付加給付金を控除した額となります。所得制限や自己負担金のほうはありません。助成金のほうは、受診後、申請書類のほうを市に御提出していただき、審査後に給付するという償還払い方法となります。

それから、予算額の積算の算出根拠についてになります。こちらのほうは、助成対象疾患に該当する妊産婦が、1年間、妊婦が900人おりますけど、そのうち約500人で、1人当たり1万3,000円の助成のほうを見込んでおります。

本事業に係る財源については、市単独費の対応となります。

以上です。

○藁科寧之委員 御答弁いただきまして、妊産婦の皆さんに手厚く対応していただけるということで了解いたしました。

○渋谷英彦委員長 では、次、32番、秋山委員。

○秋山博子委員 それでは、補助の対象の疾患が妊娠に起因する5疾患ということだったんですけれども、こういった、その疾患によって……。あつ、ごめんなさい。

新型コロナウイルス感染に関わる妊産婦の受診についてはどうでしょうか。また、帝王切開出産の対応はどうか伺います。

○池谷智子健康づくり課長 お答えします。

新型コロナウイルス感染に関わった妊産婦の受診ということですが、先ほど御説明したとおり、5疾患が今回の助成の対象となるということなので、新型コロナウイルス感染症に係る受診というのは対象外となります。

それから、帝王切開の出産につきましては、帝王切開出産までに至るまでの切迫流産、それから切迫早産につきましては助成のほうの対象となりますけれども、出産に係る医療費部分は助成対象とはなりません。

以上です。

○秋山博子委員 そうすると、先ほど、発言の順序がちょっと間違ってしまったんですけど、その補助の対象の疾患によって帝王切開出産になった場合は、診察については補助するけれども、帝王切開出産だと大体15万円ぐらいかかるかなと思うんですが、それについては一切なしということになるんですか。

○池谷智子健康づくり課長 帝王切開で出産というところ辺の医療費のところは対象には今回のはならない制度になります。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、34番、藁科委員。

○藁科寧之委員 4款1項4目（仮称）健康見える化コーナー運営事業費につきましてお伺いをいたします。

大井川庁舎内、スマイルライフ推進センター内に設置されます本事業についてお伺いをいたします。

1点目としまして、本事業費で実施される予定の事業の内容につきまして。

2点目といたしまして、施設の改善もあることと思いますが、準備から事業が開始されるまでのスケジュールについてお伺いいたします。

3点目といたしまして、利用される見込み人数について、どのくらいを想定されているのかお伺いをいたします。

4点目でございますが、市民へのPRはどのように行われるのかお伺いいたします。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

初めに、実施される内容についてですが、健康見える化コーナーの実施内容です。体組成計とか食事の診断器、それから物忘れ測定器などの測定機器を設置させていただいて、健康状態とか食事の摂取状況等が見える化して、その計測結果に応じて、保健師、それから管理栄養士等による健康相談、それから栄養指導を行います。それから、公民館の事業等の情報提供を行うなど、健康維持増進に関する情報提供のほうを受けられる場を想定しております。

加えて、各種健康週間があるので、そちらに合わせたイベントですとか、民間団体と連携した各種の測定会、それからセミナー等の実施についても検討しております。

それから、事業開始までのスケジュールについてですが、来年度の当初に大井川庁舎1階の改修工事に着手すると聞いております。完了後、速やかにそういった機器の設置を行い、秋をめどに開設するよう準備のほうを進めております。

次に、利用される見込み人数ということなんですけれども、こちらについては、誰でも自由に来られるコーナーと考えておりまして、できるだけ多くの方に利用していただけるようにイベントなども予定しながらやっていきたいと思いますが、初年度は秋以降というところになりますけれども、一応、今、約800人ぐらいの利用の見込みを考えております。

それから、市民へのPRのほうは、広報紙、広報とか、LINEの配信、市内の関係機関、それから保健センターで実施する各種事業の際に周知のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○藁科寧之委員 御答弁の中に、事業の内容につきまして、食事の関係とか、いろんな面で御指導いただけるようにお伺いしたわけなんですけど、その保健師さんの指導とかというのは、その場において指導いただけるもの、また、継続的にしていくもの等があるかと思うんですけど、その辺の指導の仕方についてお伺いしたいと思います。

○池谷智子健康づくり課長 現時点では、保健師あるいは管理栄養士のどちらかが常駐できるように考えておりまして、その場で指導、相談をさせていただいたり、今後ですけれども、リモートとかそういった形でやれるような形もちょっと考えているところになります。

以上です。

○藁科寧之委員 誰もが利用できる、800人の参加を見込んでいますよということでありまして、大井川庁舎の利活用としてこういう事業を進めていっていただけるわけなんですけど、より多くの皆さんが健康に関して注目していただけることと、また、この場所に多くの皆さんが集まって、この事業を後押ししていただけるような体制、人数がより集まっていたらいいようなことになるように期待をしております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、35番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同じ事業費です。

1 番目の事業の内容は大体分かりました。

2 番目の事業費の内訳。

3 番目、講師への報酬額。

4、健康・栄養指導・その他運営に係るものとは何か。

5、計測機器の貸借先はどこか。

6、聴覚の見える化はどうか。

以上、お聞きします。

○池谷智子健康づくり課長 御質疑にお答えします。

事業費の内訳についてです。まず報償費が4万円、それから需用費が26万3,000円、使用料及び賃借料が84万4,000円、備品の購入費が30万2,000円、総額で144万9,000円となっております。

次に、講師への報酬額についてです。健康セミナーの講師として、医師や歯科医師等を想定しておりまして、1人1回2万円の報酬額を計上しております。

次に、健康・栄養指導・その他運営に係るものとはについてです。栄養相談指導教材

ですとか用紙等の消耗品、それから指導や展示に使用するフードモデルの備品に当たります。

それから、計測機器の貸借先です。こちらのほうは、他の市などでも実績のある医薬品、それから医療機器の卸売業者のほうを想定しております。

それから、聴覚の見える化についてはどうかということです。こちらについては、先ほど委員のほうから、コミュニケーションのというところ辺のところでも御質疑がありましたけれども、現在、正直なところ、今想定はしていなかったんですけども、聴覚の衰えというのが認知症発症の関連があるというところ辺では、フレイルの1つとして必要であると認識はしておりますので、これから研究のほうをさせていただければと思っております。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。こうした健康がちゃんと相手に見えるように、市民に見えるようにという、そういう事業は大切だと思います。

それで、先ほど、薫科委員の質疑の中の答弁で、大井川庁舎で行うということなんですけれども、大井川庁舎まで行けない、旧焼津の人とか、そういう人たちのためにはどういう支援を考えておられますか。

○池谷智子健康づくり課長 大井川地区は健康ゾーンというところになりますので、なるべく行っていただくような形で、PRというか、あれはしていきたいなどは思っておりますけれども、バスのも少し聞いておりますので、そういったものですか、ちょっと考えてみたいと思います。

○深田ゆり子委員 専門的には大井川庁舎でやって、例えば保健センターで部分的にこういうことをやって、本格的には大井川庁舎でもやっていますよということで、バスとか、あとタクシーの乗り合いでデマンドタクシーも充実させるためにもそれを活用するとか、いろんな方法をね。やっぱり65歳以上だと3万人ぐらいはいらっしゃると思うんですよね。

今、先ほどの対象者800人、これじゃ、ちょっと少な過ぎますので、やはり、特に65歳以上の方全員を対象にできるような支援策、対策をぜひお願いして質疑を終わります。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑が終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、健康福祉部所管部分の審査を終わります。

以上で健康福祉部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。11時15分、再開いたします。

休憩（11：05～11：15）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第1号中、市民環境部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

1 番、石原委員。

○石原孝之委員 私からは消費者行政強化促進事業費補助金に関してお伺いします。

市内の迷惑チェッカーの普及率をお伺いします。

○大石一宏くらし安全課長 石原委員の質疑にお答えします。

迷惑電話チェッカーの普及率についてであります。普及率ということでは回答できませんが、消費者行政強化促進事業に基づく県補助金を活用して、平成28年度から令和4年2月末までに設置した累計は257台となっております。

以上であります。

○石原孝之委員 ありがとうございます。

それでは、使用されている方からのお声とかあれば、何か把握しているところを教えてください。

○大石一宏くらし安全課長 再質疑にお答えします。

設置していただいた利用者様からアンケートを取らせてもらっています。その中では、以前と、設置してからは安心して電話を取れるようになったとか、そういった御意見が多いです。

以上です。

○石原孝之委員 未然に防げている、あとはそういった気持ちの心理的な問題でカバーできているということならちょっとほっとしました。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、2番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私のほうは歳出2款1項1目、犯罪防止費についてお聞きします。

犯罪が増加している中、前年度より減額されていますが、どのような理由で減額でしょうか、お聞きしたいと思います。

○大石一宏くらし安全課長 太田委員の質疑にお答えします。

予算の減額についてであります。前年度比1万9,000円の減となっております。これにつきましては、青色回転灯車両の車検分の減であり、犯罪防止費としては4万2,000円の増となっております。

以上であります。

○太田浩三郎委員 新型コロナウイルス感染症で皆さん家庭に閉じ込められている状況の中で、これからも犯罪が、虐待とかDVが増えるということでいろいろ言われています。その辺も十分カバーできるようによろしくお聞きしたいと思います。よろしくお聞きします。

○渋谷英彦委員長 では、3番、川島委員。

○川島 要委員 私も犯罪防止費について伺います。

市民の防犯意識を高める啓発事業という説明が載っております。具体的な内容と予算額をお聞きいたします。

○大石一宏くらし安全課長 川島委員の質疑にお答えします。

犯罪防止を高める啓発事業の具体的な内容と予算でございますが、犯罪防止費523万2,000円のうち、500万円は焼津地区防犯協会への負担金であります。この中において、犯罪の未然防止に向けた地域安全推進員による地域での青色防犯パトロールの実施や、

関係機関と連携し啓発活動を展開していきます。

また、市としましては、主な啓発事業では、特殊詐欺の被害防止に向けたのぼり旗の作成費10万円であります。のぼり旗を各自治会に配付し、地域に掲出することで、市民の意識の向上を図ろうとするものです。

そのほか、明るいまちづくり市民大会のパンフレットの作成により啓発活動を実施していきたいと考えております。

以上であります。

○川島 要委員 ありがとうございます。

地域パトロールというお話がございました。今、何名ぐらいの方々が担当されているか、分かりますか。

○大石一宏くらし安全課長 地域安全推進員の方は、各交番単位で地域で推薦されていて、およそ、約ということで申し訳ないんですけども、40から50名、市内の中にいらっしゃると思います。

以上であります。

○川島 要委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、4番、河合委員。

○河合一也委員 同じ一般管理費の中の大井川市民サービスセンター運営事務費についてです。

事業説明のところによると、消耗品費などの事務経費ということなのですが、例年に比べて高額となっている要因をお伺いします。

○小嶋茂夫大井川市民サービスセンター所長 河合委員の質疑にお答えいたします。

大井川市民サービスセンター運営事務費が高額となっている要因ではありますが、会計年度任用職員に係る経費が新たに追加されたためであります。

令和3年度から、大井川庁舎維持管理業務を大井川市民サービスセンターが教育総務課から引き継ぐことになり、これに従事する会計年度任用職員1名を教育事務局事務費により雇用しておりました。令和4年度に会計年度任用職員が窓口業務と庁舎の管理業務を行うようにしたことから、大井川市民サービスセンター運営事務費に計上したものです。

○河合一也委員 会計年度任用職員分ということなんですけど、ちょっと教えてください。大井川の市民サービス機能というのはその方1人でやるということではないですね。そういうことになるのですか、市民サービスはその方が1人で賄うということなのでしょうか。

○小嶋茂夫大井川市民サービスセンター所長 受付業務を全てその方がやるというわけではありません。通常、受付業務は、正規の職員や、そのほかにもマイナンバー担当の会計年度任用職員が受け持っております。

やはり、近年事務量が増大したことにより、受付業務のほうも人数が必要だということで、こういうような形にさせていただきました。

以上です。

○河合一也委員 説明は分かりましたけれども、職員の人件費なりが入っているのであれば、何か説明のところその旨はやっぱり、そっちのほうの比率のほうが大きいわけで

すね、この費用の中で、事務費よりは。ちょっとそう書いていただければ分かりやすい、あるいは事業名称を何か別にするとかしたほうが、我々、ちょっと確認するのに確認しやすいかと思います。意見まで。

○渋谷英彦委員長 その辺はちょっと事務的な問題もあるかもしれませんが。

では、次、行きます。5番、川島委員。

○川島 要委員 歳出2款1項7目、自治基本条例推進費についてお伺いいたします。

今年度は、コロナ禍ということもありまして、1月にオンライン形式で開催をされました。私も参加をさせていただきましたけれども、オンライン形式もなかなかよかったなという感想を持ちました。今後、コロナ禍にかかわらず、こういった形態もいいのではないかなというふうにも感じましたけれども、そうした開催単位の方向性等、もしあればお伺いいたします。

それから、②として、これも毎回感じることでございますけれども、参加者が、10代から80代までの非常に幅広い方々の年齢層の方が一堂に会して、様々な意見を述べようというところで、いつも若い方から、非常に勉強になったと、自分自身の意識もかなり変わってきて、自分にできることは何でもやっていきたいという、そういう感想を今回も高校生の方が言うておられました。そういう意味では、こういった場に若い方々がもっともっと参加をすることが非常にまちづくりの意識に対しての啓発になるんじゃないかなというふうに思うのですけれども、若者の参加枠に対する考え方、現状どういう形で募集をされているのか、そういったこともちょっとお伺いしたいと思います。

それから、3番目として、市民集会の中で様々なテーマに沿って様々な意見が出て、じゃ、こういう方向でやっていけたらいいねという感じでまとまるんですけれども、そういった御意見を、じゃ、実際にどう行政のほうにつなげていくかというところが非常に大事なところで、それぞれ毎年毎年言いっ放しで終わってしまうのでは非常にもったいないので、こういった報告書は頂くんですけれども、市民集会で出た様々な御意見をどういうふうにして行政につなげていくかと、また、何か今までの事例の中でこういった御意見がこういう形でつながったというようなことがあれば、お伺いしたいと思います。

○鈴木利明市民協働課長 それでは、川島委員の御質疑にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目のオンライン形式の開催についてということなのですけれども、今委員が言われたように、今年度は完全オンラインという形でさせていただきました。

来年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を見ながら、実行委員会というものを立ち上げておりますので、その中で開催方法及び開催人数等について検討させていただきまして、進めさせていただきたいと考えております。

2つ目としまして、若者の参加枠の拡大ということについてですが、まちづくり市民集会の参加枠は、若者については決まっておりますが、市民集会が市民、議会、行政の3者で参加していただいで実施するということになっております。よって、若者の参加枠は決めておりませんが、グループワークを行っていただく各グループに、一般市民、学生、議員さん、行政職員とが入るような構成を考えて実施しております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に、開催方法、開催の可否を変更するのではなくて、当初の計画段階で開催をもうしていくんだということで、完全オンラ

イン化をさせていただいて開催という形を取らせていただきました。完全オンライン化の開催が今年度初めてということもありまして、規模を縮小して、グループワークの数を8グループということで設定させていただいて、参加者の配分を検討させていただきました。

今年度のまちづくり市民集会の参加者は全体で71名、グループワークに参加していただいた数につきましては49名ということになります。そのうち、若者の参加としましては、高校生が10名ということになっております。学生の参加に当たりましては、市内の大学、専門学校、高校を訪問させていただきまして、参加依頼をお願いさせていただいております。その中で参加していただいたという形になります。若者参加につきましては、来年度も各学校に依頼をさせていただいて、多くの学生の参加をしていただけるように呼びかけをさせていただきたいと考えております。

3つ目の市民集会の報告だけでなく参加者の意見をどのように市政に反映するかということなんですけれども、一応推進委員会におきまして、まちづくり市民集会で出された意見を市政につなげていくことを目標と掲げておりますので、検討させていただきまして、市民集会で出された意見が施策に反映されることは自治基本条例の普及にもつながるということから、市民集会の意見を実行委員会の事務局でまとめさせていただいて、意見を施策に活かしていただくように、市職員の庁内掲示板というものを活用させていただきまして、そこに掲載して、情報共有と情報提供をさせていただいております。市のホームページや広報にも、委員が言われたように、まとめた市民集会で出た意見等を掲載させていただいて、市民に向けても啓発に取り組んでいるところです。

今まで市民集会で出された意見を基に、地域のキーパーソンを育成するというところで、人材育成講座等をやらせていただいて、市民集会の意見を施策につなげたという取組もあるところでございます。ほかにもあるんですけど、あるとは思うのですけれども、その施策にどこが反映されたかということまでは把握しておりませんので、申し訳ありませんが、今の例として挙げさせていただいております。

以上でございます。

- 川島 要委員 若者の参加につきまして、各学校に参加の依頼をされるということで、これは人数枠をある程度設定して依頼されるという感じなのでしょうか。
- 鈴木利明市民協働課長 一応今年度につきましては、8グループという形を取らせていただいたので、1グループに1人学生さんが入っていただきたいということでお願いさせていただいて、学校から何人をとというお願いではなくて、参加者がいればという形をお願いをさせていただきました。だものですから、10名だったものですから、1グループに2名高校生が入ったところも今回についてはありました。

以上です。

- 川島 要委員 分かりました。

本当に、特に高校生、また大学生にとっては、こういったまちづくりについての話し、ディスカッションというのは、あまりこういう場所以外では経験ができないような、また、いろんな幅広い年齢の方からの御意見を聞くという機会も本当に数少ないチャンスだと思うので、各学校何名というよりも、もう希望者はどんどん参加してくださいという感じの、1人でも多くの方が参加をしていただけるような、そういった市民集会に

なっていけばいいのかなというふうに思います。むしろ、年配者は年配者で貴重な御意見をいただくんですけれども、これからのまちを考えていくという意味では、若者がたくさん、もう参加者の半分以上は10代、20代の方で占めるぐらいの、それぐらいの市民集会になっていけるとすばらしいんじゃないかなというふうに期待をするところです。

また、オンライン形式というのは、今回私も初めてこの集会でやりましたが、もっともっと人数枠は増やせると思いますので、オンライン形式はなかなかよしいんじゃないかなというふうに非常に思いました。また、ぜひ検討をお願いしたいと思っています。

以上です。

○渋谷英彦委員長 川島委員、できるだけコンパクトに頼みますね。

次、6番、石原委員。

○石原孝之委員 同じく質疑です。

委員メンバーの構成、実行委員ですか、これ、伺います。あとは、その報酬もできれば、予算をつけられているそうなので教えてください。

○鈴木利明市民協働課長 石原委員の御質疑にお答えさせていただきます。

自治基本条例推進委員会は、条例29条1項で委員会を設置するということが定められております。推進委員会の組織運営につきましては、推進委員会規則を定めておまして、規則の第3条において、委員は10名以内と定めさせていただいております。

委員の構成としましては、学識経験者1名、事業者の代表者2名、地縁コミュニティの代表者1名、公益コミュニティの代表者2名、公募による市民2名、その他市長が特に認める者として2名ということになっております。

委員の報酬につきましては、委員長が7,000円、各委員につきましては6,500円ということとなっております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、藁科委員。

○藁科寧之委員 2款1項9目、外国人支援事業費につきまして伺います。

取り組まれている各事業は、外国人の生活を支えるためには大変重要な事業であるように思います。事業の経過から成果について伺います。

もう一点、初期日本語教室はどのような開催方法となるのか伺います。

2点、お願いいたします。

○鈴木利明市民協働課長 藁科委員の御質疑にお答えさせていただきます。

取り組みしている事業経過と成果についてということでございます。

焼津市では、今年の2月、47か国で4,679人の外国人がお住まいになっております。5年前と比べますと1,200人の増という状況であります。この方々の支援の充実はもちろんのこと、様々な国の方々の文化を理解して、関係を築いて、地域の一員として生活していくための多文化共生の地域をつくっていくということが必要ですと。それに当たっては、市民、事業所、関係団体、市が連携して、多文化共生社会の推進をしていくために、昨年3月に焼津市多文化共生推進計画を策定させていただきました。また、計画の進捗状況の点検、評価を行うために、本年度、焼津市多文化共生推進協議会を立ち上げさせていただきました。

各施策につきましては、関係課により事業が実施されているところでございます。

例を挙げさせていただきますと、外国人住民の相談体制、支援体制の充実を図るために、外国人住民が、在留手続、福祉、子育て、子どもの教育など、生活に関する適切な情報や相談場所に迅速に到達できるように、情報提供、相談を多言語で行う焼津市多文化共生総合相談センターを当課の中に設置させていただきまして、実施しているところでございます。このセンターにおきましては、5か国の通訳者及び16言語通訳とつながるテレビ電話付きのタブレットを配置して、相談対応をしているところでございます。相談件数は年々増加しておりまして、一元的相談窓口の設置の成果が出ていると考えております。

2つ目としましては、広報やいつの多言語版を毎月発行させていただきまして、外国人住民及び外国人を雇用されている事業所や店舗に情報提供を行っているところでございます。

3つ目としましては、多言語によるごみの出し方のリーフレットの作成と配布をさせていただきまして、また、5374焼津、アプリを作成し、情報発信を行っているところでございます。

このようなものを、各地域からの問合せ依頼に対してリーフレット配布をする等を実施して、外国人への周知を実施して、効果が上がっていると考えております。

今後も各事業に取り組み、地域で誰もが安心して生活していけるように支援をしてまいります。

それと、2つ目の初期日本語教室の開催方法についてですが、来年度実施する初期日本語教室につきましては、静岡県が多文化共生社会の実現に寄与する日本語教育の体制の構築事業の委託を受けまして、モデル事業として実施するものでございます。

対象者は、市内在住・在勤の16歳以上の初期の日本語レベルの外国人住民を対象とします。毎回20名以上の参加者を目標としていきたいと考えております。

教室のスタイルとしましては、外国人学習者と日本人支援者が対等な立場で交流する対話交流型での実施を予定しております。

また、静岡県地域日本語教育推進方針に沿って運営していきます。なお、静岡県が作成した教材を使用して実施していく予定であります。

教室の回数につきましては、1回2時間程度で12回程度を計画していく予定であります。

開催時期としましては、今年の9月から11月頃をめどに実施していきたいと考えております。

実施に当たりましては、今後県と協議を重ねて計画を進めてまいります。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 外国人の方が地域の一員ということで、皆さん、強く認識していただいているものとも思いますが、今、御説明いただいた内容、多岐にわたって事業を展開していただいておりますわけなのですが、なかなか私も殻から抜け出せなくて、そういう皆さんと語らいを持つというような状況にないものですから、この事業がどの程度に進んで、どういう成果が生まれているかというところに非常に興味があったわけなのですが、コロナ禍で今進んでいるわけなのですが、実際、コロナ禍で進んでいる状況の中で、

講座等の開催は計画どおりにしているものなのか、どうなのでしょう、お伺いいたします。

- 鈴木利明市民協働課長 講座等につきましては、外国人支援に限らず、男女共同参画、市民協働につきましても、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、中止、延期という形を取らせていただいております。

また、今現在開催させていただいています日本語教室、今、港公民館、大村公民館、2か所で日本語教室というものを実施させていただいているんですけども、そちらにつきましては、まん延防止等重点措置が発せられた8月、9月、また、現在の1月28日から、今回延長されました3月21日までにつきましては中止という形を取らせていただいております。それ以外につきましては実施をさせていただいているんですけども、教室に入る前の消毒、マスクの着用、授業中の換気というようなものを、対策を取りながら実施をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 了解しました。

先ほど、初期の日本語教室につきまして16歳以上の方を対象にということで、御回答、御説明いただいたわけなんですけど、そうしますと、16歳未満の方はまた違う部署というか、違うところで初期のというか日本語の教育はされていくのか、ここの部署にお伺いしているのか、どうなのか、現状をちょっとお伺いいたします。

- 鈴木利明市民協働課長 16歳未満のお子様につきましては、今回の初期日本語教室については対象とはさせていただいていないんですが、現在、日本語教室をやっております和田公民館、大村公民館でやられているところにつきまして、年齢制限は一応設けておりませんので、誰でもという形で実施をさせていただいておりますので、そちらに参加されている中学生とか、今度高校を受験するために勉強したいよという形で見られている方もいらっしゃいます。高校に入られている方も実際おりますので、そういうような対応を取らせていただいているところでございます。

以上でございます。

- 藁科寧之委員 そのように、いろんな状況の中でも対応していただいているということで、外国の方が日本語を話すことが全くできないということもあるかと思えます。また、日本語で簡単なことでも書くことができないという状況があるかと思えます。そういうことに対する支援を充実していただくことは、外国から来た皆さん、また、住んでいる皆さんにとっては強い支援になろうかと思えますので、これからの事業、より充実していただけることを願います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 次、8番、秋山委員。

- 秋山博子委員 では、私は、通告した4つの項目のうち、モデル事業について、経費の内訳、それからどのような課題を解決しようとする事業かというところをお願いします。

- 鈴木利明市民協働課長 それでは、秋山委員の御質疑にお答えさせていただきます。

経費の内訳につきましては、報償費としまして、コーディネーターや指導員、母語支援者などの謝礼として70万8,000円を計上させていただいております。あと、旅費としまして、コーディネーター、指導員、母語支援者などの実費弁償分として9万2,000円、

需用費としましては、文具代やチラシ作成、資料作成として7万2,000円、役務費としまして、郵便代、保険料として4万8,000円を計上させていただいております。

次のどのような課題を解決しようとする事業かについてですが、こちらにつきましては、県では、多文化共生の実現に向けた取組を推進するために、ふじのくに多文化共生推進基本計画を策定されまして、県内に居住する外国人、日本人が、安心して快適に暮らし、能力を発揮することができる多文化共生社会の実現を計画の基本目標に掲げております。外国人住民が快適に暮らし、自らの能力を十分に発揮し活躍するためには、地域において日本語によるコミュニケーションが図れるようになることが望ましいとされております。

そこで、日本語能力が十分でない外国人住民が、生活に必要な日本語能力を身につけ、地域に参加できるよう、外国人住民の日本語学習に対するニーズや日本語教育の実態を踏まえまして、地域日本語教室の推進体制を構築し、取り組んでいくための方針が県で示されております。策定されました。これを受けまして、令和4年度に、県のモデル事業として、焼津市が事業を実施する予定でございます。

この事業としましては、外国人のみならず、外国人住民も日本人住民も、他国の文化を知り、日本語を使ってコミュニケーションが図れるようにしていくことを目指して実施していく場として、事業を実施していく予定でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 先ほど経費の内訳を伺いました。コーディネーターさんとか実際の支援員とか、日本語の教師とかあると思うのですが、そういった人材はどのように確保される予定ですか。

○鈴木利明市民協働課長 日本語教室の進め方としまして、先般、一応、関係者連絡会を開催させていただきまして、まずはコーディネーターを決めさせていただくような形を取ります。その後、指導者、母語支援者とかサポーターなどの募集をかけさせていただきまして、その方々の研修を実施させていただいて、日本語教室を開催するような形になります。

その次、学習者の募集をその後させていただいて、9月から11月にかけて、日本語教室のほうの実施をやっていく予定という形を考えております。

以上です。

○秋山博子委員 9、10、11の3か月ということで、これ、モデル事業ということなので、その後、どのような成果とか課題とかが分かって、それが展開されていくといいのかなと思いますけれども、この事業を組み立てる際に、やはり当事者の声というのはすごく大事だと思うのですが、その辺の声を活かす仕組みというのはあるんでしょうか。

○鈴木利明市民協働課長 モデル事業自体は、一昨年から県のほうが実施をされておまして、既に菊川、牧之原、掛川、磐田、そこで実施をされております。そこら辺も受けて、焼津市で実施するに当たっても、実施のところを県と協議させていただきながら、こういうところがよかったとか、こういうところがまずかったというものも踏まえながら、実施をさせていただきたいと思いますので、今後県と協議をしながら進めていく予定であります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、9番、石原委員。

○石原孝之委員 私からは姉妹都市交流推進事業費についてお伺いします。

今回ホバート市と45周年ということで、節目の年ということで計上されております。
その詳細を伺います。

○鈴木利明市民協働課長 それでは、石原委員の御質疑にお答えさせていただきます。

ホバート友好親善訪問に関する経費としまして、市の代表者及び通訳者並びに随行者を含めた旅費として155万5,000円及び需用費、印刷費等6万円並びに保険料等で4万9,000円という内訳で計上させていただいております。

以上でございます。

○石原孝之委員 コロナ禍なのでどういうことになるか分からないですけど、旅費で155万円ということで、一応人数だったり時期、その辺も教えてください。

○鈴木利明市民協働課長 人数につきましては、市の代表及び通訳者、随行者を含めて4名で一応計上させていただいております。

時期につきましては、こういう状況下にありますので、そこら辺も踏まえるのと同時に、受け手のホバート市とも協議をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○石原孝之委員 4人で155万円はちょっと高い感じがするんですが、どのような計算ですか、お願いします。

○鈴木利明市民協働課長 今の御質疑にお答えさせていただきます。

旅費、航空運賃、宿泊料等を含めまして、おおよそ1人40万円弱という形で見積りを取らせていただいて、時期の問題もございまして、それで一応予算計上させていただいて、オフ時期であれば安くなったりとかということもございまして、そこら辺も踏まえながら、今後また時期等も検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○石原孝之委員 時期だったり人数、あいみつを取って、何とか節税をして、お金を少しでも安くやってみてください。

あと、大切なことなので、今回、もし旅行というか旅費で行けなくても、オンラインだったり、ちゃんとした45周年のそういった、もし行けないなどの代替策はもう用意されているのでしょうか。

○鈴木利明市民協働課長 今の御質疑にお答えさせていただきます。

一応今年度2月17日が45周年という節目の日でございましたので、焼津市長とホバート副市長のほうでオンラインで会談はさせていただきました。そのときに、ホバートの会長並びにホバート市の学生で短期学生として留学をした学生さんも来ていただきまして、そちら、オンラインで会談をさせていただきました。

それ以外も、ディスカバリーパークとかそういうところで写真の展示会をさせていただいたりとか、星空を見るというようなプラネタリウムを今実施させていただいております。

今後も、来年につきましても、そこら辺の計画を立てて実施をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○石原孝之委員 以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、10番、岡田委員。

○岡田光正委員 それでは、私のほうは、2款1項15目、市民相談費について質疑いたします。

前年予算比マイナスということなのですが、市民相談、弁護士相談、各種相談事業の実施に要する経費及び志太榛原地区行政相談連絡協議会の負担金ということで、どこかこれ、安くなったんですか。それとも、全体的に数が減ってきたから、これだけの費用ですよということなのでしょうか。その辺、御説明ください。

○大石一宏くらし安全課長 岡田委員の質疑にお答えします。

まず件数であります。専門相談を含め市民相談件数は平成30年度、3,736件、平成31年度は3,534件、令和2年度は3,752件と、3,500から400件の範囲で推移しております。

今年度につきましては、2月末現在、3,131件となっております。ここら辺で前年比予算が減ったという部分につきましては、専門相談、例えば弁護士相談とか、そういった部分で、年間枠数を幾つか持っていて、実績を数年遡って確認しましたら、大部すいている枠があるというところで、実績を踏まえまして、枠数を調整させていただきました。そうしたところ、前年度比予算が減となったというような状況であります。

以上であります。

○岡田光正委員 基本的に枠数を減らすという内容なのですが、どのような枠をどういうふうにしたのか、それは今後、多分、逆に、今新型コロナウイルス感染症が収まってくりゃ余計だと思うのですが、それに対する相談事とか、それから、最近っていろんな形で相談というのが増えているような気がするんですけど、コロナ禍でなかなか外へ出てこれないから、相談にも行かないというような、そんな状況はないのかなというような感じもするものですから、その辺を含めて、ちょっとどう考えていらっしゃるのか教えてください。

○大石一宏くらし安全課長 まず枠数の考え方ですが、今年度まで、例えば弁護士相談であれば、毎週水曜日、午前4枠、午後4枠というような枠を設けておりました。先ほど説明させていただきましたが、実績を踏まえまして、毎週水曜日にやっているんですけども、月の初めの第1週の水曜日につきましては、従前どおり、午前4枠、午後4枠、それ以外の水曜日につきましては、基本午後4枠に減らしたというようなことであります。

いずれにしても、コロナ禍の前の実績も踏まえたところ、ここら辺の数で達するのではないかという判断の下で予算要求をさせていただきましたところでもあります。

以上であります。

○渋谷英彦委員長 いいですか。

○岡田光正委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 ここで暫時休憩したいと思います。再開は13時といたします。

休憩（11：59～13：00）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、11番、秋山委員。

○秋山博子委員 私からは、人権擁護費のうち、焼津市犯罪被害者等支援条例に関する予算の内訳を伺います。

○大石一宏くらし安全課長 焼津市犯罪被害者等支援条例に関する予算の内容についてでございますが、人権擁護費103万1,000円のうち、犯罪被害者等支援に関する予算の内容としましては、見舞金につきまして30万円、犯罪被害者支援センター退院負担金として1万円、計31万円でございます。

以上であります。

○秋山博子委員 施行後の相談等ありましたか。

○大石一宏くらし安全課長 4月1日に施行をしまして、幸いなこと、今現在、相談はございません。

以上であります。

○秋山博子委員 この相談については、高度な人権感覚が求められると思うんですけども、そういった研修等は予算の中には含まれていないということでしょうか。

○大石一宏くらし安全課長 職員のスキルアップにつきましては、予算はございませんが、県主催の、警察と連携の中で、そういった研修に積極的に参加しまして、スキルアップを図っていきたいと考えております。

以上です。

○秋山博子委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私のほうは2款1項15目、消費者保護費についてお伺いします。

消費者の被害が多様化し、振込詐欺やカードによる詐欺など、毎日のように記事となっております。コロナ禍の影響で被害者の増加が起きています。相談窓口の充実が求められるかと思いますが、いかがでしょうか。前年度より減額になっていきますので、大丈夫かということです。よろしくお願ひします。

○大石一宏くらし安全課長 相談窓口の充実という部分でございますが、今のところ、相談の実績でございますが、消費生活センターや市民相談室ではそういった詐欺の相談というのはございません。

予算、前年比マイナスという部分につきましては、特にこれというものはないんですけども、予算要求で精査した中で、結果として、前年比減というような結果になったところでございます。

○内田宣仁市民環境部長 こちらの予算の減ですけども、本年度の予算には、くらし安全課がアトレ庁舎にいたのがこちらへ移ってきたものですから、P I O-N E Tシステムという消費生活相談のシステムを移設する費用というのが92万円ほどかかりまして、それを来年度は必要ないものだから、それが大きく減ったということでございます。

以上です。

○太田浩三郎委員 減額したからどうだということじゃないんですけども、相談窓口にあまり相談がなかったようでございますので、またアピールとして、何かあったら相談してくださいと。事実、焼津でも被害者が出ていますので、全然ないわけじゃないもので

すから、できるだけ相談しやすい窓口にしていただければと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、13番、川島委員。

○川島 要委員 私も消費者保護費についてですけれども、①として、消費生活相談数の推移と新年度の見込みと、今あまりありませんという御答弁がありましたけれども、どのぐらいの人数の方が利用されているのか、お伺いいたします。

それから、②の消費者被害未然防止事業の実績と新年度の見込みにつきましては、防止事業というのは、迷惑電話チェッカーの委託事業ということでございまして、冒頭に実績をお聞きしましたので、新年度の申込みの枠数を教えていただきたいと思っております。

それから、③の件でございますが、4月1日から成年年齢が18歳になるということで、今若い人たちに対する消費注意喚起が叫ばれております。本市としての取組を伺います。

○大石一宏くらし安全課長 まず、1点目、消費生活相談数の推移と新年度の見込みという部分でございます。

消費相談件数につきましては、平成30年度は1,051件、平成31年度は976件、令和2年度は937件となっております、900件から1,000件の範囲で推移しております。今年度は、2月末現在、773件となっております。令和4年度は、4月からの成年年齢引下げにより、消費者トラブルの拡大が懸念されているところでございます。

2点目としまして、迷惑電話チェッカーの令和4年度の予定台数でございますが、令和4年度は30台を予定しております。

3点目の、成年年齢の引下げに伴う若者への消費者の注意喚起という部分でございますが、広報やいづ、市のホームページ及び市の公式LINE等で啓発活動をこれまでと同様継続するとともに、中学生や高校生等への出前講座など、様々な機会を利用しまして呼びかけていきたいと考えております。

以上であります。

○川島 要委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、14番、藁科委員。

○藁科寧之委員 私からは2款1項15目、霊きゅう車費用助成金支給事業費につきましてお伺いをいたします。4点、お伺いいたします。

まず1点目としまして、事業件数270件との説明がありましたが、算出根拠について伺います。

2点目といたしまして、助成金支給の申請はどのような手続となるのか伺います。

3点目です。事業を開始される時期についてお伺いいたします。

4点目といたしまして、対象となります住民税非課税世帯の方々への周知の方法はどのようなのかお伺いいたします。

以上です。

○佐藤三夫市民課長 藁科委員にお答えいたします。

最初の1点目ですけれども、事業件数270件の根拠でございますけれども、焼津市の総世帯が約5万9,000世帯、そのうち支給要件を満たす住民税非課税世帯は約1万世帯で、17%でございます。年間の死亡者数が約1,600人ありますので、1,600人の17%で270件という算出をいたしました。

次に、助成金の支給の申請の手続がどのようになるかということですが、申請者に霊柩車を使用したことが分かる書類、例えば業者様の領収書とかそういった感じのものを添付してもらい、助成金支給申請書兼実績報告書、こちらのほうを提出していただいて、市民課で課税状況等の支給要件について確認し、申請者に支給をいたします。申請には窓口でお越しいただくほか、郵送でも受け付けるということにします。

なお、課税状況の調査につきましては、申請者様に同意をいただくなど、個人情報には十分注意いたします。

次に、3点目です。事業の開始時期ということですが、市の霊柩自動車が3月30日をもって運行を終了いたしますので、4月1日以降に民間の霊柩車を使用した方が対象となります。

最後の4番目の質疑ですが、死亡者の死亡届を受領したときに案内チラシ、こちらを渡すのと、申請書兼実績報告書を配布するなどして、そうするほか、広報やいづ、ホームページ、LINE等で周知を図っていきます。

申請期限ですが、届出の翌日から61日以内といたしますので、申請者には余裕を持って申請していただけることと考えております。

以上でございます。

○藁科寧之委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、次、15番、深田委員。

○深田ゆり子委員 同事業費について伺います。

昨年度、何件申請があったかということなのですが、これは霊柩車を申請した件数でございませうか。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減となった世帯、今、地域福祉課で支援金をやっておりますけれども、そうした方々の対象など、収入減となった世帯は対象となるかどうか伺います。

○佐藤三夫市民課長 金額の根拠というのが出てはいますが、そちらはよろしいでしょうか。

○深田ゆり子委員 すみません。金額の根拠は算出根拠とは違うのですね。では、お願いします。

○佐藤三夫市民課長 一応金額の根拠ですが、霊柩車を、昨年かかった費用というか、実績を年間の使用数で割り戻して、大体1件運行当たりにかかる一般財源が大体5,000円ということで、そういう支給額にいたしました。

次に、昨年度の件数ですが、353件の霊柩車の使用がございました。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入減になった世帯というところですが、一応新型コロナウイルス感染症の影響で収入減になった世帯については、別に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給がありますので、そちらで支援をしますので、本事業にはちょっと対象外というふうにさせていただきます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 残念です。

○渋谷英彦委員長 次、16番、増井委員。

○増井好典委員 私のほうから、歳出の2款1項17目、男女共同参画推進市民会議費の件

でございます。

プランの策定調査費という御説明がございました。その方法や時期、サンプル数など、詳細を教えていただければと思います。

- 鈴木利明市民協働課長 第3次共同参画プランの計画が令和5年までとなっておりますので、令和4年度に第4次プランの策定に向けてアンケート調査を実施するもので、このアンケート調査を基に第4次プランを令和5年度に策定すると。アンケート調査は、対象を一応、市民2,000、事業所200程度を予定していこうと考えております。

時期につきましては、今後検討させていただいていく予定ですが、前回の平成29年度のアンケート調査のときには、調査時期につきましては、10月を調査時期として実施をされておりますので、そこら辺も勘案しながら、計画を立てたいと考えております。

以上でございます。

- 増井好典委員 第4次策定に向けてということですので、ぜひとも十分それが活かせるような内容等をまた再度検討していただいて、やっていただければというふうに思います。

以上です。

- 渋谷英彦委員長 では、次、17番、石原委員。

- 石原孝之委員 私も男女共同参画推進市民会議費に関してお伺いします。

市民会議委員のメンバー構成を伺います。そして、昨年から7倍ほど予算が増えておりますが、予算増の理由も併せてお願いします。

- 鈴木利明市民協働課長 男女共同参画推進市民会議のメンバー構成につきましては、学識経験者、関係団体が推薦する者、その他市長が適当と認める者で構成する組織と定められております。また、男女のいずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の1未満にならないものとして規定をされております。現在の委員は、学識経験者1名、関係団体が推薦する者11名、その他市長が適当と認める者2名、合計14名となっております。

2つ目の、予算の増加理由につきましては、先ほど答弁させていただいた、令和5年度に策定する第4次焼津市男女共同参画プラン策定に向けたアンケート調査費を計上させていただいたことにより、予算の増額ということになっております。

以上でございます。

- 石原孝之委員 オーケーです。

- 渋谷英彦委員長 では、次、18番、増井委員。

- 増井好典委員 歳出の2款3項1目、戸籍住民基本台帳事務費の件でございます。

前年度予算増については、ご遺族支援コーナー会計年度任用職員の経費というふうに認識しておりますが、こちらのご遺族支援コーナーが果たす役割と業務内容について、再度お伺いをいたします。

- 佐藤三夫市民課長 増井委員にお答えいたします。

ご遺族支援コーナー「こころ」では、身近な人が亡くなられた後に、市役所での多くの手続について、御遺族様の負担が少しでも軽減できるようにお手伝いさせていただくような形なっております。コーナーの利用には事前に予約をしていただき、関係各課――これ、14課ありますけれども――で状況を共有し、御遺族様が必要な手続について事前に確認をします。御利用の当日は、担当職員がコーナーに出向くことで、御遺族様が

移動することなく手続ができるとともに、必要な手続や持ち物は事前に確認できているため、何度も足を運んでいただくことはありません。

御遺族様がスムーズに手続できるよう、関係各課の職員で調整、連携を図っております。

以上でございます。

○増井好典委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 では、19番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は2款3項1目、社会保障・税番号制度事務費ということで、現在の登録者数、そして今年度の目標値としてはどのぐらいを見込んでいるのか、教えていただければ。

○佐藤三夫市民課長 太田委員にお答えいたします。

まず、マイナンバーカードの交付件数についてであります。2月末現在、6万5,200枚で、交付率は46.93%であります。

次に、目標についてでございますが、マイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカード交付円滑化計画を策定し、市民課及び大井川市民サービスセンターの窓口で申請サポートや企業などへの出張申請の実施など、交付機会の拡大を図っております。

なお、マイナンバーカード交付円滑化計画につきましては、令和4年度末までに国民のほとんどがマイナンバーカードを保有することを目指し、国が全自治体に対して策定を指示したものでございます。焼津市においても計画は策定しておりますが、現在50%弱の交付率でありますので、現実的には、市民課としましては、より多くの市民の皆様がマイナンバーカードを交付できるように引き続き普及促進に努めてまいります。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 私、心配しますのは、お年寄りの部分ですね。さっき出張、サービスかどうか知らないけれども、出張していろいろ進めようということも考えているというお話だったんだけど、お年寄りの部分が、もちろん足の問題もあるしいろいろあるんだけど、その辺をどういうふうにしていくか。それでないと、お年寄りみんな、置いていかれちゃいますので、どうしていくのか。免許証の返上なんかありますので、そのときに免許証を頂くと同時に発行するとか、そんな考え方もあるんだろうけれども、これから高齢者に対してどうしていくか、この辺が入っていただかないと、多分パーセントも伸びていかないじゃないかなと思いますので、その辺をちょっとお聞かせいただけるとありがたいです。

○佐藤三夫市民課長 お年寄りのということですが、やはり申請については、御本人が来て写真ということもしていただかなければならないんですけれども、来なくてもインターネットとかでできますので、お年寄りでも家族の方たちにやってもらってというような申請の仕方もございます。

それと、あと、もちろんそういった施設に、もしそういうところにも出張で申込みがあれば、そちらのほうに伺って、申請をしていただくような形を取らせていただきます。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 その辺の広報とか、知らしめるには何らかの方法も考えているんです

か。インターネットを使えないお年寄りもたくさんいますので、その辺をどういうふうにしていくのか、考えていたら教えていただきたいと思います。

- 佐藤三夫市民課長 施設等の出張申請ということで、今コロナ禍でちょっと中止をしているというところがございますけれども、もちろんお年寄りについても申請を広めていかなきゃならないということは重々承知していますので、そちらについてもちょっといろいろとこっちの課のほうでまた考えながらやっていきたいと思います。

以上です。

- 太田浩三郎委員 了解です。よろしくをお願いします。

- 渋谷英彦委員長 次、20番、石原委員。

- 石原孝之委員 私のほうからも社会保障・税番号制度事務費に関してお伺いします。

昨年より大分予算計上額、少ないですが、今、先ほどの説明だと、いろんな国の政策とか令和4年度までに全国民と言っている中で、予算計上を低く見積もって大丈夫かなという心配があります。どうでしょうか。

- 佐藤三夫市民課長 予算自体は実質的には減っていないわけなのですけれども、減った理由としましては、これまでマイナンバーの制度でシステムを供給しています地方公共団体情報システム機構に対して、カードの発行及びシステム整備に要する経費を市が国から全額の補助金を収入にして、それを財源としまして支出していましたが、マイナンバー法の改正により、市を経由せずに国が直接情報システム機構に支払うように変わったため、予算計上が減っているよということです。

以上です。

- 石原孝之委員 オーケーです。

- 渋谷英彦委員長 では、次、21番、秋山委員。

- 秋山博子委員 では、環境美化推進事業費でございます。

これ、それぞれの薬剤について、それぞれの購入費用、使用法、健康への配慮は十分であるか伺います。

- 富田明裕環境課長 まず、ユスリカなどの駆除の薬剤についてでございます。

購入費用は154万円です。使用方法は、バケツなどに水をため、錠剤を溶かし、ひしゃくなどで河川や発生場所にまく方法でございます。あと、健康への配慮なんですけれども、この薬剤はユスリカなどのさなぎが成虫になることを抑制するもので、人間や家畜、水生生物などに対する毒性は極めて低い薬剤でございます。

次に、犬猫の忌避用の薬剤について回答します。

現在、液体のもの、粒状のものを七、八種類のものを用意しております。購入費用は4万円です。こちらの使用方法ですが、犬や猫の嫌いな臭いのする薬剤でございますので、ふんなどをされるとか、通り道にまいて、猫、犬が寄ってこないようなことをやります。健康への配慮なんですけれども、木炭やハーブなどの天然エキスを使っていますので、健康被害はないと考えております。

次に、ヤンバルトサカヤスデの薬剤についてです。

購入費用は206万2,000円です。使用方法は、家の中に侵入しないための防除薬剤でございますので、住宅を囲うように、幅50センチくらいの帯状で、ぐるぐると家の周りを囲っていただきます。3番目、健康への配慮なんですけど、環境負荷に配慮した薬剤を選

定しております。また、先進地や業者に問合せなどを行いまして、効果の高いものを選んでおります。

以上でございます。

○秋山博子委員 犬猫の忌避剤は通り道などにまくということですが、それは誰がどの場所にまくということになっているのか、また、もう一種類の住宅の周りを囲うようにまく、これについてもどこの家に誰がまくのでしょうか、行政が何かそういったことをやるということですか。

○富田明裕環境課長 誰がまくかというお話でございます。

犬猫の忌避剤もそうなのですが、御相談に来たときに市民の方にお渡しいたしますので、困っている市民の方が、ふんをされて困っているところとかにまいていただきます。同じく、ヤンバルトサカヤスデの薬剤についてですけれども、同じようにヤスデが家の中に入って困っているというような御相談がありますので、そのときに配布させていただいて、家の方でまいていただきます。

以上です。

○秋山博子委員 ユスリカはどうですか。

○富田明裕環境課長 ユスリカにつきましては、環境衛生自治推進協会の方に錠剤をお分けしまして、そして同じように分けていただきますけれども、希望する市民の方にもお分けしておりますので、希望される方に、実際には困っている方が自分でまくということになります。

以上です。

○秋山博子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、22番、村松委員。

○村松幸昌委員 それでは、お願いをします。4款1項6目、環境衛生事務費です。

事業説明欄のところの主に5番、6番も関係するのかもしれませんが、ごみステーション用のごみ飛散防止ネット購入費の内訳について教えてください。

○富田明裕環境課長 それでは、お答えします。

ごみステーション用のごみ飛散防止ネットにつきましては2種類ございます。1つ目は、自治会などに配付しております緑色のネットでございます。大きさは3メートル掛ける4メートルで、2,450円が220枚、これに消費税を掛けて59万2,900円を計上しております。2つ目は、環境衛生自治推進協会が地域で折り畳み式のボックスを購入する際に補助金を交付しているものでございます。

市の予算では、環境衛生自治推進協会への補助金として、ごみ集積所環境整備事業に340万円を積算しております。環自協の各支部では、この補助金を利用して、毎年、折り畳み式のボックスを合計で80個ほど購入しておりまして、平成30年度から現在までの合計では306戸が設置されております。

以上でございます。

○村松幸昌委員 分かりました。

これ、いわゆる、簡単に言うと、折り畳み式ネットというのはカラスいけいけなんだよね。それでこれ、非常に評判がいいです。

それで、実際、実例をいいますと、私の住んでいるところで住民が困ったよという話

が来ました。そうしたら、今の可燃じゃなくてプラスチックの収集場所、あそここのところから、風がすごく強いものですから、いわゆる風上のところからの収集ネットから漏れてきたプラスチックが全部うちのところに来て吹きだまりにたまっちゃった。それで、初め、誰が捨てに来ているのかなという形なもんですから、私、プラスチックの回収日の日に朝立っていたら、風上のほうから流れてきている。その話を近所の人に話をして、了解しましたということで、いけいけを設置されて、その問題がクリアしました。ですから、非常に効果があるなというのは、私、その説明も地元で説明してもらいましたんですけど、ただ、ネットの単価とステーションの単価、結局、私、何を言いたいかというと、消耗品と備品の違いがありますので、今、課長の話ですと、環自協に予算をつけて、環自協で対応してもらっている、今それが大体306個。これは、そうすると、市の備品ではないという考えなのですか、そこを確認させてください。

○富田明裕環境課長 おっしゃるとおりでございます。市の備品ではございません。

○村松幸昌委員 市の備品ではないとなると、全て環自協にお任せして、環自協の申請があったところという考え方になると思います。そうすると、地元の役員は2年に1回とか替わっていきますので、その管理とかなんかの指導というのはどういうふうに考えていますか、お願いします。

○富田明裕環境課長 管理などの指導につきましては、毎月1回環自協支部長会議などを行いまして、その都度、各支部の問題点などを通して指導していております。

○村松幸昌委員 分かりました。

それともう一つ、そもそも論なんですけど、先ほどの数値、ネットを、2,450円のを220枚購入予定だと。そもそも市内に可燃のステーションというのは何か所あるんですか。

○富田明裕環境課長 令和3年度の5月現在の数字でございますが、市内の燃やすごみのステーションは2,775か所ございます。

以上です。

○村松幸昌委員 そうすると、約10%のステーションのネットを毎年交換していくというような考え方だというのが分かりました。

いずれにしても、これ、市民生活に密着している事業ですので、ネットだけではなく、今可燃もプラスチックのごみも業務委託していますので、市の職員が定期的に地区を決めてチェックをしながら現状を確認していただきたいなと思います。

それともう一つ、これ、要望なんですけど、町なかに住んでいると、非常に、置いてある場所の、3年前、5年前の量がもう随分減ってきています。そういうところの見直し等もやっぱり問題になってきているのかなというふうに考えますので、それ、また適宜に現場を見ていただいて、いい行政をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、23番、深田委員。

○深田ゆり子委員 ミニステーション運営事業費1,009万4,000円について伺います。

1、事業費の内訳、2、ミニステーション大富の新たな候補地の状況について伺います。

○富田明裕環境課長 それでは、お答えいたします。

事業費の内訳は、シルバー人材センターへの運営委託料956万円、利右衛門ミニステーションの除草委託料に3万4,000円、ミニステーション東益津借地料として29万4,000円、紙ひもや事務用品などの消耗品に6万5,000円、電気料として2万8,000円、倉庫などの修繕料で10万円、消防設備点検費用で1万3,000円でございます。

次に、ミニステーションの新たな候補地の状況なのですが、今現在、市と地元自治会と一緒に探しております。地元自治会からの案を基に、場所を検討中でございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 今東益津のところに賃借料ですか、29万4,000円払っているということで、じゃ、新たに大富のほうの候補地を探しているところでも、借りて、その分を借地のお金を払うという、そういう場所でも対応できるということなのでしょうか。その場合の予算とかはどうなりますか。

○富田明裕環境課長 まず、大富にもしできたらということですが、借地料を積算して借りてやるという場合もございます。

そして、今、積算されているかどうかということなんですけど、候補地はまだ形になっていない、どこか分かっていないので、予算計上はされていない状況でございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 もしそうなった場合、令和4年度内になった場合、場所が決まった場合は、その分の借地料とかが出た、発生する場合は、予算は補正予算なのか、予備費とか何か課の中の予算の中で対応するんですか。

○富田明裕環境課長 そのような状況になった場合は、補正予算を計上させていただいて、皆様の審議を問うことになります。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

じゃ、今現在、シルバーの委託に956万円支払っているということなのですが、今までの対応していただいたシルバーさんが4か所だったのが3か所に分散して、3か所のほうに分散していただいたと思うのですが、そうした対応は、実際に人数は3か所分のところは増えたんですけれども、ミニステーションの量、持ってくる量も、今、2月から大富がなくなったからすごく増えているんですか、それはないですか。

○富田明裕環境課長 それでは、2月の状態でお話しさせていただきますが、まず、人の問題ですが、ちょっと理由は分からないんですが、各ミニステーションで、人、利用者が前年に比べて減っています。

シルバーさんの委託のほうなんですけれども、増えるということで想像しているんですけど、実際そうなんです、増えると思われる小屋敷、小屋敷については増員ということで積算をしております。

ごみの量なのですが、2月につきましては、少し、1割、2割は増えているということで伺っております。

以上です。

○深田ゆり子委員 了解。

- 渋谷英彦委員長 では、次、24番、杉田委員。
- 杉田源太郎委員 それでは、歳出の4款1項6目、ごみ減量対策費、1,424万円についてお伺いいたします。

説明の中で7つの項目が書いてありますけど、その中で、プラスチックリサイクルなどの委託料、これは幾らなのか、委託先はどこなのか。そして3番目に、生ごみの堆肥化処理容器等の設置補助金など、生ごみ処理の促進に関する経費、これは幾らなのか、また、その内容はどのようなものなのでしょうか。

- 富田明裕環境課長 それでは、お答えいたします。

プラスチック製品は、中間処理を経て、固形燃料としてリサイクルしております。委託料は621万5,000円でございます。委託先につきましては環境のミカタ株式会社でございます。

次に、生ごみ堆肥化処理容器等設置補助金などで、生ごみ処理の促進に要する経費でございますが、326万9,000円でございます。その内訳は、生ごみ堆肥化処理容器等設置補助金に要する経費が67万5,000円、黒土生ごみ処理容器作成に係る経費が69万6,000円、さばぶしの製造過程で発生する菌を活用しました新生ごみ処理容器に係る経費が112万8,000円、EMぼかし作成に係る経費が9万5,000円でございます。

以上です。

- 杉田源太郎委員 今のプラスチックのリサイクル、中間処理をしながら固形にして、コンクリートみたいにそういうふうに固形化していくということですよね。これは、市が直接委託をするということで、志広組は絡んでいないということでしょうか。
- 富田明裕環境課長 市が直接委託をしております。
- 杉田源太郎委員 委託先というのは、容器包装プラスチックリサイクル協会、そこに属しているということでしょうか。
- 富田明裕環境課長 申し訳ありません。はっきりしたことは分かりませんが、プラスチックを扱っておりますので、加盟していると考えております。
- 杉田源太郎委員 またちょっと確認をしたらお知らせください、お願いします。

あと、生ごみの関係なんですけど、4項目ぐらいあったと思うんですけど、これで大体どのくらいの量を軽減しようとしているのでしょうか。

- 富田明裕環境課長 申し訳ありません。生ごみの減量の目標値ですけれども、処理容器などについては明確な数字は設定しておりません。
- 杉田源太郎委員 各項目によって単価が違うと思うんですけど、各、今の4つの中で、4つ言われたんですけど、その内訳、大体何個ぐらいずつというふうに決まっていると思うんですけど、金額があるから。
- 富田明裕環境課長 それでは、基数を今お話しします。

まず、生ごみ堆肥化の処理容器の設置補助金なんですけど、こちらは、コンポスト式のものがまず15基、電気式のもが20基を想定しております。そして、黒土生ごみ処理容器につきましては、こちらは67基分で考えております。さばぶしを使った新生ごみ処理容器でございます、こちらは200基をカウントしております。EMぼかしにつきましては、これ、作成委託なものですから、ちょっと概算みたいな形になってしまうのですが、120リットル入りのたるとで大体20個というような状況でございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 今、大ざっぱな概算ですけど、計算が合っていれば、大体全体で300ぐらい、300プラスアルファぐらいだと思うんですけど、前に一般質問でやったときに、大体1個について、1件で大体100キロぐらいというふうに思っているんですけど、そうすると、300倍という、そういうふうに一応予定をしている。それ、今までの使ってもらっているところ、そういうのを合わせると全体でどのくらいになりますか。

○富田明裕環境課長 申し訳ありません。今までの積算がちょっとできていませんので、また数字を提出させていただきたいと思います。

以上です。

○杉田源太郎委員 先日、毎月の焼津市から出るごみの量について資料を頂きました。その中で、生ごみの占める割合というのは、重量的にやっぱり一番大きいと思うのですが、その中のどのくらいを占める、目標値をやっぱり決めていく、そういうことをちょっと今後やってもらいたいなと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、25番、秋山委員。

○秋山博子委員 不法投棄対策事業費について、前年から増額の理由と経費の内訳をお願いします。

○富田明裕環境課長 それでは、お答えします。

前年度からの増額の理由につきましては、不法投棄監視パトロール時に使用している軽トラックダンプ仕様の車の老朽化に伴い、購入費の170万1,000円の増が主な要因でございます。

次に、経費の内訳でございますが、不法投棄監視パトロールの報酬171万円、旅費8万6,000円、備品購入費、これが先ほどの軽トラックの購入費ですが、170万1,000円、購入時の公課費として7,000円、休日動物死体回収の委託料として82万円、不法投棄物の処分手数料として45万6,000円、パトロール車の燃料費として28万3,000円、ゴミ袋などの消耗品に3万円、携帯電話料として2万7,000円、以上が内訳になります。

○秋山博子委員 今、パトロールについて幾らという話が内訳でありましたけれども、それは会計年度任用職員の方ということでしょうか。それであれば、フルタイムなのかパートタイムなのか、また、時給はどういう計算になっていますか。

○富田明裕環境課長 今のパトロール員のお話ですけども、会計年度任用職員のパートタイムの職員でございます。交代で2名の方がやっております。

あとは、時給につきましては、焼津市の規定によって会計年度任用職員の時給に即して支払っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、26番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 それでは、4款1項7目、環境調査事業費、その中の公害対策事業環境調査の委託料、これが幾らなのか、2番目に委託調査の内容、それから3番目に普通騒音計等、各種検定機器の検定料とありますが、検定機器というのは市が保有しているのでしょうか、4番目に検定料、これの内容については、中身について教えてください。

○富田明裕環境課長 それでは、公害対策事業環境調査の委託料及び調査内容についてでございます。

令和4年度は8事業の調査を行います。

まず、ダイオキシン類の調査委託料は38万1,285円。市内3か所で大気に含まれるダイオキシン類の採取及び分析を行います。

2番目としまして、河川水質調査、生活項目の調査です。委託料として127万280円。河川の27測点において採水し分析いたします。分析項目は、pH、BOD、COD、SS、DO、塩素イオン、全窒素、全リンでございます。

3番目に、工場排水など調査分析でございます。委託料は7万4,800円、こちら単価契約になります。市と公害防止協定を締結している事業所に対して立入調査を実施しております。市が採水し、受託者が分析を行います。調査項目は、河川水質調査、生活項目と同様でございます。

4番目としまして、海域調査採水及び分析でございます。委託料は234万9,358円を積算しています。港湾内及び沿岸海域の10測点の水質調査を年4回行います。調査項目は、pH、COD、SS、塩素イオン、全窒素、全リン、トリブチルスズ、トリフェニルスズでございます。

5番目です。臭気調査を行っております。委託料は74万3,600円。悪臭の苦情が出ている事業所や協定を締結している事業者を対象として、サンプルを取り、規制基準に適合しているか、臭気判定を行います。

6番目です。河川水生生物調査です。委託料は98万7,800円。河川におきます水生生物の生息状況を調査し、生物学的に水質判定を行います。こちらは、3年、4年に1度の調査でございます。

7番目です。自動車騒音常時監視でございます。委託料122万633円です。騒音規制法に基づき、道路に面する地域騒音を評価し、環境省や県に報告をいたします。令和4年度は3路線を予定しております。

8番目です。魚へい死調査分析でございます。委託料は27万1,480円でございます。水質事故などにより魚のへい死が見られた場合、魚体の精密検査を行うことで原因を探ります。調査項目は魚体の状態により異なります。

次に、騒音の検定機器ですけれども、まずこれは市が保有しております。使用可能な機器は、普通騒音計3点、振動計1点、レベルレコーダーが3点ございます。検定料の内訳は、普通騒音計検査が1万8,300円、レベルレコーダーが1万5,400円でございます。指定検査機関で定期的に行われています。これは、計量法で決められた期間で行います。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 多分毎年検査をやられていると思うんですけど、その検査を、委託業者によって、それで何か基準から外れるような事例というのは今までありましたか。

○富田明裕環境課長 立入調査などでは基準を外れるようなものがあったりします。そんな場合は、ヒアリングをして是正に努めたり、現場に行ってどういう状態なのかを確認したりいたしますので、当然ながらその基準がオーバーしたらその原因を探っていくと、そういうような状況で是正に努めていきます。

以上です。

- 杉田源太郎委員 当然だと思うんですけど、委託先、委託業者はISOを取得しているところということでよろしいですね。
- 富田明裕環境課長 委託業者につきましては、ISOの取得を条件に委託しているわけではありませんので、申し訳ありませんが、そこは確認しておりません。
- 杉田源太郎委員 またちょっと確認をしておいてもらいたいですけど。
測定器そのもの、騒音器そのものは市の所有のものだと言ったんですけど、市の測定器、騒音器ですか、これの検査基準、それは独自に決めているんですか。
- 富田明裕環境課長 測定機器の検査そのものにつきましては、こちらでは検定機関に検定を依頼しておりますので、そちらの、国なりの基準でやっております。指定検査機関としましては、一般財団法人日本品質保証機構でございます。
- 以上です。
- 杉田源太郎委員 検査器、騒音計ですか、市で持っているもの、その検査をするということは校正をするという、そういう解釈でよろしいですか。学校の校に正しい、校正。
- 富田明裕環境課長 校正といいますよりも、その検査が正しい数値というか、許容の誤差の範囲であるかどうかを検定で見ていただくという形になります。こちらのやり方といいますか、検定をしなければならぬというのは、計量法で定められた期間でやっていただかないと数値自体の信憑性がなくなるということになりますので、それを、期間を守って検査を受けております。
- 以上です。
- 渋谷英彦委員長 では、続きまして、27番、杉田委員。
- 杉田源太郎委員 同じ4款1項7目、地球温暖化防止活動啓発事業費の中で、説明の中で、市内小学校で断熱工事を行って省エネの効果、二酸化炭素削減というのの説明があったと思います。この工事の内容と効果測定をどのように行うのか教えてください。
- 富田明裕環境課長 それでは、お答えします。
工事内容につきましては、断熱性能が低い学校の教室をモデルとして、壁や窓、天井に断熱工事を施して、室内環境の改善を図る実証実験でございます。効果測定につきましては、断熱化した教室の室内環境や空調負荷のデータを断熱化していない教室と比較して分析することにより、省エネ効果を数値で見える化するということを行います。
- 以上です。
- 杉田源太郎委員 市内小学校・中学校みんな、エアコンの配置とかそういうのをされているということなんですけど、今、断熱効果の少ない教室がある、そこを対象にという説明のように聞こえたんですけど、そういうまだ効果が少ない教室がまだまだあるということですか。
- 富田明裕環境課長 エアコンにつきましては各学校ついておりますけれども、例えば、エアコンの効果が高められるように断熱をして、それを少ないエネルギーで暖房効果とか冷房効果があるような実証実験をするという意味でございます。
- 渋谷英彦委員長 では、次、28番、川島委員。
- 川島 要委員 いいです。
- 渋谷英彦委員長 次、29番、秋山委員。
- 秋山博子委員 今と同じところなんですけれども、ワークショップのような形という

ふうにおっしゃっていました。それで、経費の内訳、財源、事業の進め方、小学生の環境教育にとどまらず、公共施設や既存住宅の断熱政策にどのようにつなげていくのか伺います。

○富田明裕環境課長 それでは、お答えいたします。

まず、経費の内訳につきましては、学校断熱ワークショップによるCO₂削減啓発事業に341万円、そして、小学校環境教育事業に43万7,000円、こちらが内訳になります。財源につきましては、環境省の補助金を予定しております。

次に、事業の進め方ですが、学校断熱ワークショップについては、市民に断熱改修工事を実際に体験していただきながら、断熱化による空調機器の省エネ効果、CO₂削減効果を知っていただきます。また、ワークショップの様子や省エネ効果について、ホームページなどを通じて広く発信していく予定でございます。そのほか、なぜ断熱化がCO₂削減につながるのかを理解していただくセミナーも開催する予定でございます。

次に、小学生環境教育事業の進め方につきましては、市内の小学校2校を選定し、主に4年生を対象に、地球温暖化防止に関する体験型の環境教育事業を市と委託業者が共同で行います。各家庭で電気、ガス、水道の使用量のチェック、またごみの排出量のチェックを行うなど、エコ生活を通して地球温暖化防止につなげていきます。

続きまして、公共施設や既存住宅の断熱政策にどのようにつなげていくかにつきましては、この事業は、断熱化による空調機器の省エネ効果、CO₂削減効果を広く情報発信し、多くの市民の皆様にご覧いただき啓発事業でございます。参加者や情報を受け取った方の家庭の断熱化検討にぜひ役立てていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○秋山博子委員 大変楽しみにしている事業なんですけれども、これ、そういった断熱リフォームの工務店等も関わっての進め方になりますか。

○富田明裕環境課長 そのとおりです。協力がなしにはできないと考えております。

○渋谷英彦委員長 では、30番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 4款2項1目、清掃職員給与費についてお伺いします。

職員8人の人件費ということなんですけど、減額する要因と減員数、何人減るのか教えてください。退職した職員はその仕事を継続するのかどうか教えてください。

○富田明裕環境課長 お答えいたします。

次の質疑にも関連いたしますが、減額される要因は、再任用期間が満了した正規職員が退職し、会計年度任用職員として任用されたため、減員数は4名でございます。

次に、当該職員は希望により会計年度任用職員として仕事を継続しております。

以上です。

○杉田源太郎委員 結局、会計年度任用職員がどんどんどんどん多くなっていく、その結果、最終的にどんな方向を目指しているんですか。

○富田明裕環境課長 どんな方向を目指しているかということなんですけれども、責任ある業務を遂行するためには、正規職員を増やしていきたいと考えております。

以上です。

○杉田源太郎委員 正規職員を増やしていくということは、何か委託先にしていこうとかそういうことじゃないということですか。

○富田明裕環境課長 長期的なことはちょっと分かりませんが、短期的には当然直営を維持していきたいと考えております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、次、31番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 同じ内容だと思います。大覚寺詰所のほうの事務費について、職員18人の人件費、会計年度任用職員という形で説明がありました。これを増額する要因というのと増員数をお伺いします。そして、退職した職員がその仕事を継続しているということで、これも同じことですが、お伺いいたします。

○富田明裕環境課長 それでは、お答えします。

増額する要因は、再任用期間が満了した正規職員が会計年度任用職員として任用されたため、増員数は4名です。仕事を継続しているかどうかというのはそのとおりでございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、市民環境部所管部分の審査を終わります。

以上で、市民環境部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。14時20分、再開いたします。

休憩（14：07～14：18）

○渋谷英彦委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第1号中、こども未来部所管部分を議題といたします。

質疑、意見に入ります。

これより順次発言願います。

まず、1番、深田委員。

○深田ゆり子委員 歳入15款2項2目、保育士等処遇改善臨時特例交付金（コロナ克服経済対策）4,686万1,000円について、3点伺います。

1つ、交付金の目的、2、交付金の内訳、3、本市は公立の保育園、幼稚園の保育士及び会計年度任用職員を、これは補正予算のときでもそうですが、これを、この職員を対象から外しておりますが、内閣府、厚生労働省の県への事務連絡（2月17日付）及び総務省の総行給第80号は公立の保育士も対象としているため説明を求めたいと思います。

○織原由香利こども未来部次長 それでは、深田委員の質疑にお答えします。

保育士等処遇改善臨時特例交付金（コロナ克服経済対策）は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、地域型保育事業所等における保育士や幼稚園教諭等の処遇を改善するため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を目的としています。

交付金の内訳でございますが、令和3年の人事院勧告に伴う令和4年4月からの公定

価格の減額改定分の上乗せも含めまして、令和4年4月から9月までの間における保育士及び幼稚園教諭等の処遇改善事業費としまして3,770万5,000円、放課後児童支援員等の処遇改善事業費としまして885万6,000円、事務経費としまして30万円を計上いたしました。

公立の職員についてでございますが、本市職員の保育士等の処遇改善については、質疑において御提示いただきました通知を踏まえまして、民間との賃金格差や他業種とのバランス等を総合的に判断した結果、会計年度任用職員を含む保育士等の処遇改善を見送ったところでございます。

以上です。

○深田ゆり子委員 この対応は、今回の対応は、近隣市町も同じでしょうか。

○織原由香利こども未来部次長 実施する市町もございまして、本市としましては、十分検討いたしました結果、見送ることといたしました。

○深田ゆり子委員 やっぱり実施する市町もあるということなんですね。

これ、全産業の月平均の給料が30万円として、それに3%掛けた、そうすると9,000円ということで、月に9,000円の処遇改善をするということなんですけれども、この処遇改善の対象とならない特に会計年度任用職員の方たちは保育園・幼稚園関係で何人いらっしゃいますか。

○織原由香利こども未来部次長 申し訳ありません。具体的な数値を今持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

○深田ゆり子委員 焼津市の会計年度任用職員の方、初年度の方で大体常勤で240万円ぐらいの収入を得ているということなんですけれども、ボーナスも含めてということをお聞きしましたが、その方たちが民間の保育士の給与よりも少し高いという、そういう状況だということもお聞きしましたけれども、1年たっても、1年目の方も10年目の方の会計年度任用職員も同じほとんど給料ではないかなということで、本来だったら正職員にすべきのところを、そうしたところもできないのが会計年度任用職員のやり方だと思うんですね、国の、そういう法律になったので。

だから、私は民間との格差を縮めるために、そして処遇を上げるためにやるんだったら、やっぱり上のほうに合わせていかなければいけない、下のほうに合わせたら、また下がってってしまうという大変心配な面がありますので、総合的に判断したという言葉、よく市長もお使いになりますけれども、その総合的というのをもう一度、内容をお聞きしたいと思います。

○織原由香利こども未来部次長 先ほどの人数のほうを先に申し上げさせていただきます。フルタイムで56人、パートで39人を対象としております。

今回の総合的な判断でございますけれども、総務省の通知にございますとおり、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識でありますとか技術及び職務経験と、あと民間の給与水準等を考慮した結果、改めて見直しの検討を行いましたけれども、処遇改善を見送ったというところでございます。

○深田ゆり子委員 残念です。

○渋谷英彦委員長 では、次、2番、秋山委員。

○秋山博子委員 私も同様のところですよ。会計年度任用職員の処遇改善はどうかというこ

とと、10月以降の処遇についてはどうかという、この2点を伺うのですが、会計年度任用職員の処遇改善については、今、深田委員といろいろやり取りしたところで状況が分かりまして、それでやはり、まず公のほうから引き上げて、業界を牽引していくといたしますか、そういうふうにしていかないと、結局処遇を改善する意思はありませんよというメッセージになってしまう。エッセンシャルワーカー、ケアワーカーの重要性を皆さん痛感している中で、この辺り、再考をお願いしたいなという気持ちです。10月以降の処分について伺います。

○織原由香利 ども未来部次長 質疑にお答えします。

10月以降の対応についてでございますけれども、民間保育施設等の10月以降の対応につきましては、国が毎月施設に支払っております委託費等の基礎となる公定価格を見直し、所要の経費の支給を予定しているとしていることから、施設に対しましては、毎月の委託費等で処遇改善の対応をしていくことになる予定でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 そうしますと、今回申請しなかった幾つかの事業所もあるようなんですが、そこは、10月以降については、やはり申請しなかったから10月以降もなしですよということでしょうか。

○織原由香利 ども未来部次長 保育施設につきましては、現在、今、交付要綱を作成しまして、皆さんから申請を受けているところで、今のところ、申請をしないというようなお話は伺っておりません。

○秋山博子委員 了解。

○渋谷英彦委員長 では、次、3番、青島委員。

○青島悦世委員 歳出3款2項1目、県費補助多様な保育推進事業補助費でございますが、外国人児童を保育する外国人児童保育事業を実施する民間事業、民間保育所への運営費補助についてですが、認可保育所における外国人児童保育事業に対する補助、それぞれ対象園と人数、外国人というのは6から9人って書いてありますけれども、再度確認をいたします。よろしくをお願いします。

○織原由香利 ども未来部次長 青島委員の質疑にお答えします。

多様な保育推進事業費のうち、外国人児童を保育する民間保育所への運営費補助を行う条件につきましては、6人以上9人までの外国人を保育する場合に月2万円を補助する規定に基づきまして、1施設について6人を12か月保育したことを想定いたしまして、24万円を計上しております。

来年度の入入れ状況によりまして、補助申請を受けていくことになります。

以上でございます。

○青島悦世委員 それぞれ保育をしている対象の園と人数というような聞き方をしたと思えますけれども。

○織原由香利 ども未来部次長 外国人を保育している園はございますけれども、今回、この補助申請の対象となるかどうかは来年度の入入れ状況によって決まってしまうので、現段階では特に分かりませんが、令和3年度においては補助対象となる園はございませんでした。

以上です。

- 青島悦世委員 2万円の補助というのがありますけれども、実際に預けたところの子どもにはどの程度かかるのでしょうか。
- 渋谷英彦委員長 何がどの程度かかるの。
- 青島悦世委員 今、補助を2万円出すということになっていますけど、実際に子どもにかかる費用というのはいくらになるのでしょうか。
- 渋谷英彦委員長 だから何の費用。
- 青島悦世委員 保育料。
- 織原由香利こども未来部次長 外国人1人に対して幾らかかるかということは、特にそういう基準はございませんので、保育に関しては公定価格というものが決まっています、何歳児には幾らというような価格が決まっております。外国人の子どもさんを保育することに対しましての費用というのは、園がどのような対応をするかによって変わってくるかと思えますけれども、基準は特にございません。
- 青島悦世委員 基準は特にないという、だから、これ、民間等がやっている部分もあるでしょうし、分かりますけれども、ただ、今後の中においても、早く日本のいろいろなものに、言葉も含めて、慣れていくという状況で、そういうふうにしていきたいんですけども、費用の面でネックになってというところがほかでやっているところでもあるものですから、結構な人数がいるところでもそういったことがネックになってなかなか増えないというようなところもあるものですから今の聞き方をしたわけですがけれども、実際にどのぐらいかかっているか分からないものへの2万円の補助というのはいちよと理解ができないんですけれども、これから経過を見ながらまた見ていきます。いいです。
- 渋谷英彦委員長 次、行きます。4番、増井委員。
- 増井好典委員 私からは歳出3款2項1目、児童福祉相談事務費の件でございます。
事務費と研修費が事業内容という形で上げられておりますが、昨年よりの増加理由をお伺いいたします。
- 岡村 昇こども相談センター所長 増井委員の質疑にお答えさせていただきます。
児童福祉相談事務費の増額の部分でございますが、こちらにつきましては、相談業務に関わる公用車のほうが来年車検という形になりまして、その分の修繕費の増額及び公用車が1台追加されることになりましたので燃料費等の維持費の分が増額になったという状況でございます。
以上です。
- 増井好典委員 了解しました。
- 渋谷英彦委員長 では、次、5番、太田委員。
- 太田浩三郎委員 私は3款2項1目、児童虐待及びDV対策事業費についてお伺いします。
新型コロナウイルス感染症による影響があると思います。前年度よりも大幅な減額となっておりますが大丈夫なのでしょうか、対象者は何人ぐらいを見込んでいますか、お聞きしたいと思います。
- 岡村 昇こども相談センター所長 太田委員の質疑にお答えさせていただきます。
来年度、児童虐待及びDV対策事業費のほうで大幅に減額になっているところがございますけれども、こちらは今年度、虐待等児童などの相談業務を管理する管理システム

を導入させていただきました。それが約2,000万円弱あったものですから、その導入が今年度で終わりました、来年度は導入経費がかかりませんので、その分の減額ということになります。

対象者の見込みというところでございますけれども、虐待に関して説明させていただきますと、現在、1月末の状況で、今年度210件という状況になっております。おととしの状況の、同じ1月末と比べますと、おととしが230件ほどでありますので、今年度もほぼ例年並みのような状況での相談件数になってくるんじゃないかと見込んでおります。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 了解です。

○渋谷英彦委員長 では、次、6番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 件数と減額の理由は一応分かったんですけど、210件、またほぼ同じぐらいと見込んでいるということなんですけど、実態としてDVによって家族あるいは子どもたちがどんな、児童相談所だとかそういうところで扱われているのか、その経過についてはどうのこうのじゃないですけど、どんな取扱いになっていますか。

○岡村 昇こども相談センター所長 児童相談所といいますと、虐待関係の児童の相談が多いと思うのですが、そちらにつきましては、各、うちのこども相談センターと児童相談所のほうと連携をしながら情報、相談業務に対しては連携を図って、相談業務に対応しているところでございますけれども、その後、児童相談所のほうで一時保護されたというような状況のお子様につきましては、随時そういった細かい情報はうちのほうまで来てはいないんですけども、基本的には各ケース会議というのがあります。そのケース会議の中で情報共有というのを、要対協という協議の中でありまして、要対協の会議の中で進捗状況をお互いに把握し合っておるところでございます。

○杉田源太郎委員 いつも、情報の共有というのはずがないということみたいですけど、今までの経過、何回かの会議の中で報告された中で、深刻な状況、そういうものというのは何件ぐらいあるんですか、200件近くの中に。

○岡村 昇こども相談センター所長 深刻という度合いをどこのラインで引くかということもあるんですけども、一応、要対協の中で、虐待の中で、案件として上がってくる件数が七、八十件くらいという形で、今、連携、協議をしているところでございます。

○杉田源太郎委員 私、今、深刻な状況と言ったのは、おととしだったんですけど、やっぱり仕事がなくなって、うちでお父さんからDVというのを受けて、それで死に至るような、そういう件数が1件あったので、そういうのを、なかなか難しいところでもあるけど、今の80件の内容というのがちょっとよく分かりませんが、こういうDV対策というところでちゃんと本当にどこまで相談に乗り切れるかということのもまた難しいところがあると思いますけど、しっかり寄り添っていただくことをお願いして終わります。

○渋谷英彦委員長 では、次、7番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 3款2項1目で保育料等滞納対策費ということで、説明の中では、職員1人が滞納者のところを訪問しながらということなんですけど、訪問とかそういうのをやる中で、滞納者の実態とかそういうものというのはどのように報告を受けていますか。

○織原由香利こども未来部次長 杉田委員の質疑にお答えします。

保育園の保育料につきましては、平成16年度から令和2年度までの間の滞納金が723万9,660円、滞納者数は45人となります。幼稚園の施設使用料につきましては、無償化となる前の平成28年度、平成30年度及び平成31年度の滞納金が合計で11万2,000円、滞納者は3人となります。滞納者48人のうち11人は、転居後の居住地が不明であったり、自己破産したりして、徴収不能のため徴収事務を停止している状況でございます。

コロナ禍ということで、納税相談については、今のところ大きな影響はございません。以上でございます。

○杉田源太郎委員 55万4,000円という額というのは、そんな多くないと思うんですけど、これ、会計年度任用職員かな、だったと思うんですけど、その方の実際の仕事の作業、1週間の作業日程、日数だとか時間だとか、教えてください。

○織原由香利こども未来部次長 徴収員は会計年度任用職員にお願いをしています。

トータルの来年度の勤務日数は84日で、今現在ですと、週2日程度で、14時30分から19時30分の1日5時間の勤務をお願いしているところでございます。

○杉田源太郎委員 今、滞納者というのは平成16年から令和2年までの滞納ということなんですけど、これもあと何回かで一応回収の見込みがあるということでもよろしいですか。

○織原由香利こども未来部次長 徴収事務を停止しているものを除きまして、分納の約束を取ったりですとか、あと児童手当法のほうで充当が可能な方にはそのようなお願いをして、徴収を進めているところでございます。

○渋谷英彦委員長 では、次、8番、太田委員。

○太田浩三郎委員 3款2項1目の国庫補助子ども・子育て支援事業補助費ということでお伺いしたいと思います。

まず、減額の理由の説明をいただきたい。子育て支援事業に影響は出ないでしょうか、お聞きしたいと思います。

○織原由香利こども未来部次長 太田委員の質疑にお答えします。

今回の国庫補助子ども・子育て支援事業補助費につきまして、減額ですが、一時預かり事業が減額となっております。一時預かり事業を実施している民間保育所は6施設ございますけれども、そのうち1施設が補助申請を見送る見込みとなったことによります。ただし、この園におきましても、引き続いて在園児の状況を考慮した中で一時預かりの受入れは実施していく予定でございますので、子育て支援事業としてこれまでの状況を維持していくことは可能だと考えております。

以上です。

○太田浩三郎委員 せっかくターントクルこども館等ができて、子育てに力を入れている焼津市でございますので、減額でブレーキがかかるような形になりますとせっかくの投資が無駄になりますので、その辺はぜひ御考慮いただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○渋谷英彦委員長 では、次、9番、河合委員。

○河合一也委員 私からは3款2項1目、保育者確保対策事業費について、保育者家賃応援事業、保育者奨学金返還応援事業、2つありますが、それぞれの利用状況とその評価をお伺いします。

○織原由香利こども未来部次長 河合委員の質疑にお答えします。

家賃応援事業の利用状況につきましてですが、令和元年度が補助対象者18人、478万円、令和2年度が補助対象者13人、415万6,000円、令和3年度、申請時点でございますが補助対象者は13人、471万1,000円です。

奨学金返還応援事業の利用状況につきましては、令和元年度が補助対象者16人で153万1,000円、令和2年度、補助対象者14人で127万1,000円、令和3年度、申請時点で補助対象者は16人、149万1,000円でございます。

どちらの事業につきましても毎年15人程度の利用がございまして、令和元年度から令和3年度までの間では、家賃支援に26人、奨学金返還支援に24人に対しまして補助を行い、実人数としては3年間で47人でございます。対象となる保育施設等からは効果があったというような声をいただいておりますので、保育者確保に一定の効果はあると考えております。

以上でございます。

○河合一也委員 非常に効果的だという御答弁いただきましたけれども、今あれですか、焼津市の中で保育者というのは、配置基準というのですか、設置基準に達している人数が確保されているのか、あるいは設置基準に達しているけどもうちょっと保育士が欲しい状況であるのか、もう十分保育士は確保されている状況なのか、教えていただけますか。

○織原由香利こども未来部次長 保育士の確保の状況は、今、保育園のほうは保育士に合った、受入れできる人数で保育をしておりますので、さらに確保ができれば充実できる施設はあるかと思えます。

○河合一也委員 そういうことであるなら、この制度は、先ほど聞きましたけど、とっても効果的だと、聞いていてもそう思いますけれども、これ、広報といいますか、保育士を目指している人にどんなふう周知させているんでしょうか。

○織原由香利こども未来部次長 広報の仕方ですが、当初は各学校に回ったりいたしました。近年は、ホームページと、あと、施設のほうで雇用するときというか、受け入れる方にお話をいただいております。

以上です。

○河合一也委員 静岡には保育関係の、保育士の免許を取れる、幼稚園の免許も含めて取れる学校が多いと思うのですよね。そういう大学へのやっぱり周知をするだけで随分、そういう制度が焼津にあるならばという形で希望する保育士の卵といいますか、多いんじゃないかと思えますので、ぜひそちらの、大学のほう、かつて歩いたとかということもきっとその大学だと思いますけど、いずれにせよ、やっぱりそういうチラシで徹底していくというのがやっぱり効果的じゃないかなと思えますので、一応意見までということをお願いします。

○渋谷英彦委員長 次、10番、増井委員。

○増井好典委員 私のほうから、歳出の3款2項1目、子ども・子育て支援事業計画推進事業費についてお伺いをいたします。

焼津市子ども・子育て会議の規模、あるいは委員の人選、会議の回数など、詳細をお伺いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 まず焼津市の子ども・子育て会議につきましては、15名の委員で構成してございます。委員につきましては、大学教授などの学識経験者をはじめまして、保育園や幼稚園で組織する団体及び保護者会、放課後児童クラブの運営法人や保護者の代表、小学校の教諭やPTA、労働関係に精通する職業安定所などの各種団体から御推薦をいただいております。任期は2年となります。次年度の会議につきましては、2回程度を予定しております。

以上です。

○増井好典委員 今年度、大幅に予算の増加もこの辺の会議等の部分に充てられる部分が大きいのかなど。説明の部分では、令和2年から令和6年までの子ども・子育て支援事業計画の見直し、あるいは評価、必要に応じて計画見直しを行うためというふうにあります。

ちょっとひもときますと、令和2年の決算が6万円でした。令和3年の計画が17万2,000円、今回247万1,000円という大きな金額になっております。そういった中で、昨年の事業説明の内容を見ても、同じように進捗状況の点検評価といったことがうたってございますので、ぜひとも今回実施をした中で、たくさんの知恵をお借りして、それがいい評価、あるいはいい見直しになるようなことになりまうように願っております。

以上です。

○渋谷英彦委員長 次、11番、太田委員。

○太田浩三郎委員 私は3款2項1目、副食費補足給付事業費についてお伺いします。

私立幼稚園、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園の副食費補足給付費等が前年度より減額となっておりますが、対象となる児童に影響はないのでしょうか、お聞きしたいと思ひます。

○織原由香利こども未来部次長 太田委員の質疑にお答えします。

本事業につきましては、令和元年10月の幼児・教育保育の無償化が開始された際に開始した事業でございます。過去に同様の事業がなかったことから需要見込みの予測を立てにくく、実績値と予算に差が生じていましたけれども、令和2年度までの1年半の実績を踏まえまして、令和4年度の需要予測を行った上で、予算額について算出いたしました。

今回の減額は、予算額の試算時に前年度の1年間の実績を踏まえて行った結果によるものでございます。対象となる児童への給付は、基準に従って確実に実施してまいります。

免除対象条件の見直しなどは行っておりませんので、焼津市独自基準による免除につきましても、従来どおり継続してまいります。

以上でございます。

○太田浩三郎委員 焼津市内の子どもたちに差がついてはいけませんので、その辺だけは重々考慮しながら運営していただきたいと思ひます。よろしくお祈いします。

○渋谷英彦委員長 では、次、12番、杉田委員。

○杉田源太郎委員 3款2項5目、子育て支援施設運営費ということで、ターントクルこども館、この運営費というふうに書いてありますけど、この内訳について教えてください。

○藤野 大子育て支援課長 ターンクルこども館運営費の8,146万6,000円の内訳でありますけど、職員人件費が4,826万9,000円、これは任期付の正規職員4名、会計年度任用職員13名の給与などです。

次に、ボランティア経費が240万円、これはおもちゃ学芸員・えほんとサポーターなどの市民ボランティアの実費弁償でございます。

次に、運営支援業務委託料が543万1,000円、これは、こども館の運営支援業務を委託しております東京おもちゃ美術館を運営するNPO法人への委託料のうち、ボランティア養成講座の開催経費や各種システムの使用料、姉妹おもちゃ美術館との連携協定費などです。

なお、委託料の主となります現場コンサルティングの費用につきましては、もう一つの事業の子育て支援施設地域にぎわい創出事業費（地方創生）2,947万8,000円のうち、2,547万8,000円を計上してございます。

次に、建物等保守点検委託料が1,398万9,000円、これは清掃業務、機械警備業務、駐車場などの管理業務委託費、自動ドア、エレベーター、自家用電気工作物、防火設備などの保守点検業務委託費、その他緑地管理や駐車場整理、プロモーションなどの委託費になります。

次に、消耗品が261万2,000円、これは、破損おもちゃや絵本などの購入費、トイレトペーパーや事務用品などです。

次に、修繕料が100万円、これは施設の壁や床などの破損の修繕費となります。

次に、光熱水費が431万円、これは電気料、水道料、ガス代となります。

次に、電話料が30万9,000円、これは、電話料のほか、インターネットの使用料や受水槽の手数料になります。

最後です。賃借料などが314万6,000円、これは来館者用の駐車券やボランティア駐車場の借り上げ料、それから複写機リース料などがございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 ちょっと私も聞き取りのときにそうだったのかってのが分かったんですけど、東京おもちゃ美術館のことで支払われる委託料の中で、ボランティア養成、それから姉妹施設というのですか、そこの関係で543万円だということだったんですけど、ボランティア養成と姉妹施設とのあはれは、内訳はどうだったんですか。

○藤野 大子育て支援課長 今回の運営費の中の543万1,000円の内訳ということかなと思いますが、その中には、まずボランティアの養成講座費が内訳として90万円、それから姉妹おもちゃ美術館の連携協定費が80万円、加えてその他の内訳も御説明させていただきますと、イベントの開催費が100万円、消耗品費が107万3,000円、先ほどシステムの管理費ということで御説明をさせていただきましたが、この中身は予約システムだったりとかホームページだったりとか、それからボランティアの勤怠管理を行うシステムでございまして、その管理費が24万円、それから一般管理費が29万4,000円、消費税が49万4,000円……。すみません。消耗品費の金額、170万3,000円です。申し訳ありません。

合わせまして、543万1,000円となります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 私も何回か視察で行かせてもらったときに体験をしているんですけど、

ボランティアの養成、その講座というのをやられて、それが、おもちゃ美術館の人が来て、講師になってやっているという、そういうことですか。

- 藤野 大子育て支援課長 現在、委託費の中に、東京おもちゃ美術館の社員さんが3名、こども館に常駐してございます。その3名の職員さんが中心になって、ボランティアの養成講座の講師となって、実施していただいております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 先ほど、東京おもちゃ美術館、そこに別の、その下のにぎわい創出事業、地方創生ということで、ここの中で2,547万円が、これが、東京おもちゃ美術館にこれを委託料という形で支払われてということですか。

- 藤野 大子育て支援課長 委員のおっしゃるとおりで、委託料という形で東京おもちゃ美術館のほうに支払う予定のものでございます。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 今後の日程として、業務委託していくよという形になると思うんですけど、その日程についてちょっと教えてください。

- 藤野 大子育て支援課長 委員、今後の日程というのは、例えば本年度はこういう形で、委託料という形で御支援をいただくんですが、例えば次年度、令和5年度とかそういった日程ということよろしいでしょうか。

- 杉田源太郎委員 市の直接じゃなくて、今度、今、ボランティアとかそういうのを要請されていて、何かグループができるというふうに聞いていますけど、そのところがいつぐらいまでできて、要は、最後に聞きたいのは、東京おもちゃ美術館との関係、それを、その後もどうやって続いていくのか、この費用というのをずっと支払われていくのかどうか。

- 藤野 大子育て支援課長 本年度、それから来年度、それから令和5年度まで、これ、3年間の債務負担行為ということで、運営委託費のほうは議会のほうでも既にお認めになっていただいております。ですので、令和5年度までは東京おもちゃ美術館の、先ほども言いましたように、社員さんが来ていただいて、いろんなコンサルティングの支援をしていただいております。目標としましては、令和6年度から市民人材による法人という形でこれまで御説明させていただいておりますけど、目標としてはその年度から指定管理という形で自立できればなというふうには考えています。

ただ、東京おもちゃ美術館につきましては、それ以降も何らかのそういったコンサルティングという形で指定管理を受けている法人を支えていただくような形の考えは持っております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 今、2,542万円という額なんですけど、そういうものをずっと維持されるということですか。

- 藤野 大子育て支援課長 今の2,500万円の委託費は、あくまでも市の直営期間中の委託料でございます。

以上でございます。

- 渋谷英彦委員長 13番、増井委員。

- 増井好典委員 最後です。歳出の3款2項6目、母子家庭等自立支援給付費の件です。

1番として、増加理由と現在の利用件数についてお伺いいたします。2番目として、1件当たりの概算予算と利用件数はどの程度と予測しているか伺います。よろしくお伺いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 御質疑にお答えさせていただく前に、簡単ではありますが、制度の概要について御説明を加えさせていただきたいと思っております。

母子家庭等の自立支援給付金につきましては、児童扶養手当の支給を受けている世帯が対象となりまして、この中に2つの給付制度がございます。

1つは自立支援教育訓練給付金というもので、これは母子・父子家庭の母または父が、現在就業中の仕事をスキルアップするなどのために、給付の対象となる講座を受講する場合の経費を一部支援するものでございます。支給額は、講座の受講費用の60%が支給されることになりまして、上限が20万円までとなります。また、給付の対象となる講座は幅広くございます。

もう一つは、高等職業訓練促進給付金というもので、これは、母子・父子家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のために1年以上専門学校などに通う期間中における生活費の負担を軽減するための支援となります。給付額は、住民税非課税世帯が月額定額の10万円となりまして、課税世帯は月額定額の7万500円となります。上限は、修業期間のうち48か月、4年間となります。修業期間の最後の1年間は4万円が増額されます。修了後は、当初の入学金の負担を軽減する給付金として、住民税非課税世帯は5万円、課税世帯は2万5,000円が給付されます。なお、対象となる資格が限定されておりまして、看護師や介護福祉士のほか、保育士、美容師、調理師など、11種類の資格が基本となります。

それでは、御質疑についてでありますけど、前年度の対比の増加の理由につきましては、本年度、令和3年度の予算は例年並みの額で予算措置を予定していたところでしたが、高等職業訓練促進給付金制度を利用している方が、支給期間の途中におきまして婚姻、転出した方が発生したために、対象から除外されることになってしまいました。そうしたことから、予算編成の段階で大幅な減額措置をいたしました。一方、次年度、令和4年度の予算につきましては、例年並みに措置させていただいたために、前年度対比で増額となったものでございます。

次に、現在の利用件数についてでありますけど、自立支援教育訓練給付金が2件、高等職業訓練促進給付金が1件で、合わせて3件でございます。

次に、次年度、令和4年度の利用見込みにつきましては、自立支援教育訓練給付金と高等職業訓練促進給付金、合わせて6件を見込んでおります。1件当たりの支給額につきましては、自立支援教育訓練給付金が新規分を2件、これは、1つの講座の受講料を12万円と見込み、これに市の負担割合が60%となるため、1件当たりの予算額を7万2,000円と見込みました。高等職業訓練促進給付金につきましては、非課税世帯の新規分として2件を見込み、1件当たりの予算額は月額定額の10万円となります。また、現在支給期間中の非課税世帯の継続分の方1件として、この方の分につきましては、令和4年度が最終年度となるため、月額10万円に4万円が増額されますので、1件当たりの予算額は月額定額の14万円となります。また、この方は、訓練修了後、訓練修了支援給付金として5万円が支給されますので、この分を1件として見込んでおり、合計で6件

とさせていただきますのでございます。

以上でございます。

○増井好典委員 了解しました。

○渋谷英彦委員長 以上で通告による質疑は終了いたしました。

質疑、意見を打ち切ります。

以上で、議第1号中、こども未来部所管部分の審査を終わります。

以上で、こども未来部所管部分の議案の審査は終わりました。

当局の皆様、御苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の審査は終了いたしました。

本日の予算決算審査特別委員会を散会いたします。皆さん、どうも御苦労さまでした。

閉会（15：08）